

周防大島町告示第14号

平成21年第1回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成21年3月2日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 平成21年3月9日

2 場 所 大島庁舎議場

開会日に応招した議員

田中隆太郎君	杉山 藤雄君
神岡 光人君	新山 玄雄君
平野 和生君	魚原 満晴君
今元 直寛君	広田 清晴君
田村 三郎君	尾元 武君
中村 美子君	中本 博明君
魚谷 洋一君	平川 敏郎君
松井 岑雄君	安本 貞敏君
久保 雅己君	布村 和男君
小田 貞利君	荒川 政義君

3月10日に応招した議員

3月23日に応招した議員

3月24日に応招した議員

応招しなかった議員

平成21年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成21年3月9日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成21年3月9日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 施政方針並びに議案説明
- 日程第5 議案第12号 平成20年度周防大島町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第6 議案第13号 平成20年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第14号 平成20年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第15号 平成20年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第16号 平成20年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第17号 平成20年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第18号 平成20年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第19号 平成20年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第20号 平成20年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第21号 平成20年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第22号 平成20年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第4号)
- 日程第16 議案第23号 周防大島町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について(説明・質疑・付託「民生」)
- 日程第17 議案第24号 周防大島町地区体育館設置条例の制定について(説明・質疑・付託「総務」)
- 日程第18 議案第25号 周防大島町大島公民館分館の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第19 議案第26号 周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第27号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第21 議案第28号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第29号 周防大島町観光振興事業助成基金条例の一部改正について

- 日程第23 議案第30号 周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正について
- 日程第24 議案第31号 周防大島町スクールバス条例の一部改正について
- 日程第25 議案第32号 周防大島町民運動場設置条例の一部改正について
- 日程第26 議案第33号 周防大島町介護保険条例の一部改正について
- 日程第27 議案第34号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第35号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第29 議案第36号 周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更について
- 日程第30 議案第37号 油宇集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第38号 小泊集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第39号 周防大島町在宅老人デイサービスセンター「東和在宅老人デイサービスセンター」の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第40号 周防大島町在宅老人デイサービスセンター「文珠苑」の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第41号 周防大島町在宅老人デイサービスセンター「高塔苑」の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第42号 周防大島町在宅老人デイサービスセンター「油田苑」の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第43号 周防大島町在宅老人デイサービスセンター「和田苑」の指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第44号 周防大島町在宅老人デイサービスセンター「しらとり苑」の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第45号 周防大島町在宅老人デイサービスセンター「福寿苑」の指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第46号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第47号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第48号 平成20年度志佐漁港整備工事の請負変更契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 施政方針並びに議案説明
- 日程第5 議案第12号 平成20年度周防大島町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第6 議案第13号 平成20年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第14号 平成20年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第15号 平成20年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第16号 平成20年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第17号 平成20年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第18号 平成20年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第19号 平成20年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第20号 平成20年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第21号 平成20年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第22号 平成20年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第4号)
- 日程第16 議案第23号 周防大島町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について(説明・質疑・付託「民生」)
- 日程第17 議案第24号 周防大島町地区体育館設置条例の制定について(説明・質疑・付託「総務」)
- 日程第18 議案第25号 周防大島町大島公民館分館の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第19 議案第26号 周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第27号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第21 議案第28号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第29号 周防大島町観光振興事業助成基金条例の一部改正について
- 日程第23 議案第30号 周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正について
- 日程第24 議案第31号 周防大島町スクールバス条例の一部改正について
- 日程第25 議案第32号 周防大島町民運動場設置条例の一部改正について
- 日程第26 議案第33号 周防大島町介護保険条例の一部改正について
- 日程第27 議案第34号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第35号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

- 日程第29 議案第36号 周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更について
- 日程第30 議案第37号 油宇集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第38号 小泊集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第39号 周防大島町在宅老人デイサービスセンター「東和在宅老人デイサービスセンター」の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第40号 周防大島町在宅老人デイサービスセンター「文珠苑」の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第41号 周防大島町在宅老人デイサービスセンター「高塔苑」の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第42号 周防大島町在宅老人デイサービスセンター「油田苑」の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第43号 周防大島町在宅老人デイサービスセンター「和田苑」の指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第44号 周防大島町在宅老人デイサービスセンター「しらとり苑」の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第45号 周防大島町在宅老人デイサービスセンター「福寿苑」の指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第46号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第47号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第48号 平成20年度志佐漁港整備工事の請負変更契約の締結について

出席議員（20名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 田中隆太郎君 | 2番 杉山 藤雄君 |
| 3番 神岡 光人君 | 4番 新山 玄雄君 |
| 5番 平野 和生君 | 6番 魚原 満晴君 |
| 7番 今元 直寛君 | 8番 広田 清晴君 |
| 9番 田村 三郎君 | 10番 尾元 武君 |
| 11番 中村 美子君 | 12番 中本 博明君 |
| 13番 魚谷 洋一君 | 14番 平川 敏郎君 |
| 15番 松井 岑雄君 | 16番 安本 貞敏君 |

17番 久保 雅己君

18番 布村 和男君

19番 小田 貞利君

20番 荒川 政義君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 坂本 薫君

議事課長 木元 真琴君

書 記 吉岡 信二君

書 記 平田富久代君

書 記 藤本万亀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 椎木 巧君

教育長 平田 武君

公営企業管理者職務代理者 河村 常和君

総務部長 岡村 春雄君

産業建設部長 斉藤 正明君

健康福祉部長 椎木 千明君

環境生活部長 村田 章文君

久賀総合支所長 山本 定雪君

大島総合支所長 嶋元 則昭君

東和総合支所長 鍵本 一和君

橘総合支所長 末永 健寿君

会計管理者兼会計課長 北杉 憲昌君

教育次長 村田 雅典君

総務課長 中野 守雄君

財政課長 奈良元正昭君

公営企業局総務課長 ... 藤田 隆宏君

午前9時30分開会

議長（荒川 政義君） 本日、御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから平成21年第1回周防大島町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

・ ・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番、今元直寛議員、8番、広

田清晴議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、去る3月2日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から3月24日までの16日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から3月24日までの16日間とすることに決定しました。

日程第3．諸般の報告

議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本年1月以降本日まで、議会に提出されております文書について御報告いたします。

まず、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員より例月現金出納検査12月、1月、2月実施分及び定期監査12月、1月、2月実施分の結果の報告についてと教育委員会より教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告書が提出されましたので、お手元にその写しを配布いたしております。

次に、請願、陳情、要望についてでございます。お手元の文書表のとおり陳情、要望1件を受理いたしました。議会運営委員会にお諮りいただき、受理番号3号は、議員配布として既にお届けいたしております。

続いて、系統議長会関係についてその状況を御報告いたします。

去る2月20日、山口市において山口県町議会議長会定例会が開催されました。21年度の事業計画及び関連予算について審議決定いたしましたところであります。議員研修については7月と9月の2回の開催を予定しております。本議長会も7町となり、大変厳しい運営を強いられています。議員各位におかれましては、御理解を賜りまして、今後なお一層の御協力をお願い申し上げる次第であります。

次に、山口県離島振興町議会議長会の定例会も同日開催されました。全国組織では市町村議長会が既に組織されておりますが、山口県内での関係市議会との連携はもう少し時間がかかりそうであり、離島の生活条件等の面において本土との間に依然として格差が存在していることをかんがみますと、本会の役割は重要であり、離島を抱える市と町が協力し、豊かな島づくりの推進は必要不可欠であると存じる次第であります。

次に、町人会関係ですが、1月18日の東京久賀倶楽部総会へ平川敏郎議員が、また2月8日の関西橋町人会には魚原満晴議員が、2月22日の東京たちばな会へは杉山藤雄議員が、それぞれ旧町出身の議員として各会へ御出席いただきました。議会を代表され町の最新の情報を届けられるとともに、旧交を温められましたことに敬意と感謝を申し上げますところでございます。大変御苦労さまでした。

続いて、慶弔に関しましては、2月20日の山口県町議会議長会定例会において、本会自治功労者の表彰が行われ、議員在職20年功績に対して広田清晴議員と私が、議員在職12年の功績に前期まで同僚議員でありました平村真成氏が、そして全国議長会による特別表彰として、前期まで同僚議員でありました土手正喜議員と私が表彰を受けました。さらに、全国議長会表彰の団体の部で本町議会が他の議会の範とするに足る団体として表彰の栄を受けました。私どもには身に余る光栄であります。議会の使命、議員の職責とはについて議員必携を改めて一から読み直し、議会の活性化はもちろんのこと、議員各位が個々にさらなる精進を重ね、周防大島町の発展に努力してまいりたいと肝に銘じているところでございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4．施政方針並びに議案説明

議長（荒川 政義君） 日程第4、施政方針並びに議案の説明に入ります。

町長より施政方針並びに議案の説明を求めます。町長。

町長（椎木 巧君） 本日は、平成21年第1回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず御参集賜り厚くお礼申し上げます。

平成21年度一般会計予算案を初め、各特別会計予算案並びに重要案件につきまして御審議をいただくに当たり、町政運営に臨む私の所信並びに町政の基本方針の一端を申し上げ、町議会議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず、町政運営の基本方針についてであります。昨年10月26日の選挙を経て11月14日に町長に就任いたしましたから、早くも4カ月になろうといたしております。あっという間のよな気もいたしますが、私にとりましては一日一日が本当に中身の濃い日々で、町政のさまざまな課題に思いをいたし、時にはまんじりともせず一夜を明かすこともありました。しかし同時に、改めて私に課せられました使命と責任を強く感じておりますが、その間に世界の金融資本市場は100年に一度と言われる危機に陥ってきており、金融の激変が世界経済を弱体化させております。

我が国経済も既に景気は大幅な後退局面に入っており、輸出、生産、収益が減少するとともに、

倒産が増加いたしております。さらに雇用情勢が悪化しつつあり、実質賃金も減少しているところでもあります。我が国の金融システムそのものは、欧米に比べれば相対的に安定していると言われていたものの、株式・為替市場は大きく変動し、また、企業の資金繰り状況は悪化しております。地域経済については、これまで輸出に牽引されてきた地域でも景況感が急速に減衰し、厳しい状況が一層広まっております。

今後の我が国経済については、世界的な景気後退を受けて、外需面に加え国内需要も停滞し、景気の下降局面が長期化、そして深刻化する恐れがますます高まっております。現在の状況に対し、国は当面景気対策に重点を置き、平成20年度の第1次、第2次の補正予算により、生活者支援、雇用対策、中小企業支援、地域活性化対策などに取り組むとともに、景気後退による地方への影響を抑えるため、新年度予算で地方交付税を増額することといたしております。

また、山口財務事務所が今年1月に発表いたしました県内の経済情勢であります。平成20年度の企業の設備投資は前年度を上回る見込みとなっておりますものの、生産活動は減産の動きが広がるなど、その水準は低下しており、平成20年度の企業収益は大幅な減益見込みとなっております。また、個人消費は弱めの動きとなっており、雇用情勢も悪化しており、県内経済は厳しさが増していると言われております。

現下の厳しい経済状況のもと、行政に対して町民の皆様から、決して税金の無駄遣いというような指摘を受けることのないよう、経費節減はもとより、みずからを厳しく律し、これからさらに進むことが予想される少子高齢化や地方分権の進展などにも的確に対応していかなくてはなりません。まさに変化の時代の真ただ中に我々は置かれていることを自覚し、町民の皆様や議員各位の英知を結集して、周防大島町の課題解決に向け確実に政策を実行していかねばならないという決意を新たにしているところであります。

このような諸情勢を背景に、私は平成21年度予算の編成に当たったのでありますが、これら危機的な経済状況、財政状況を克服し、「幸せに暮らせる町づくり」を目指していくためには、必要な公共サービスを維持することはもとより、限りある財源の効果的、効率的、重点的な配分を行いながら、前例にとらわれない柔軟な発想や経営感覚により、行政評価システムを活用し施策・事業の厳格な選択を行わなければなりません。

私は、さきの選挙におきまして、町政運営の基本方針を有権者の皆様にお示しし、審判を仰いできたところでありますが、その一端を申し上げますと、第1には、行政改革の推進であります。厳しい財政状況にかんがみ、将来を見据えた健全な行財政運営を確立するため、「周防大島町行政改革大綱に基づく集中改革プラン」「定員適正化計画」「財政健全化計画」の確実な実行により行財政の健全化に向け全力で取り組んでまいります。

次に、民間委託を進め行政コストの削減、サービスの質的向上、地域の雇用の拡大を図ってま

います。町民、NPO及び民間企業などに具体的に実施をゆだねられる事業については、積極的に外部委託を推進し、外部委託への取り組みを通じて町が責任を持って直接実施すべき事業を浮き彫りにし、政策立案能力を強化してまいります。

次に、行政改革により生み出された財源で生活関連施設の整備や子育て支援を充実させます。具体的には、身近な生活環境の整備や道路維持管理に十分な財源を充て、地域の要望に沿った地域づくりを進めてまいります。また、子育て支援として保育料の軽減や妊婦健診、乳児健診の充実と乳幼児医療費の完全無料化を実現いたします。また、情操教育の推進と親子の触れ合いを促すため読み聞かせサポート事業をスタートさせます。放課後子供教室や放課後児童クラブを全小学校区で実現させます。さらには、高齢者の生きがいや健康づくり、地域サロンへの支援を充実してまいります。

次に、1次、2次、3次産業、生産、加工、流通、販売ということになるかと思いますが、これらの連携など新しい農業、漁業へ挑戦をいたします。また、具体的な取り組みとして農業、漁業と町の固有の財産である豊かな自然や文化などへの連携を密にし、滞在型、体験型観光を進め、観光交流人口年間100万人を目指してまいります。

次に、自然と環境に優しい町を目指し、下水道の普及、クリーンエネルギーの推進を図るとともに、「周防大島町地域防災計画」に沿って東南海・南海地震を想定した防災対策を進め、「周防大島町学校施設耐震化推進計画」に沿って学校の耐震化を促進してまいります。

次に、公共事業の地元発注を基本に入札制度の見直しを行います。一般競争入札や総合評価方式の積極的な導入など入札の透明性や公平性、公正な競争の確保を目的に入札制度の見直しを行ってまいります。

次に、重要な施策等を決定する過程においては、町民の意見を反映し行政の意思決定を行う仕組みを確立することにより、町民の町政への参画を促進し、公正で開かれた町政の推進を図ることを目的としてパブリックコメントなど公聴制度を確立してまいります。

これら町民の皆様にお約束をいたしました政策の実現に向けまして、新年度の予算編成に臨んだところでありまして、みずからの持てる力を十分に発揮し、まじめに、誠実に、地道に、謙虚に、そして確実に取り組んでまいる決意であります。

周防大島町は、平成16年10月の合併から今年で5年目を迎えました。合併直後の非常に厳しい財政状況の中、合併の効果を最大限に引き出し、町民の皆様が合併してよかったと感じていただける町づくりに向け、前中本町長を中心に議会を初め職員一丸となって取り組んでいただきました結果、その成果も徐々にあらわれつつあり、新年度予算では、財政調整基金の取り崩しも大幅に減少しており、町債残高も合併時より約22億円減少するとともに、基礎的財政収支も大幅な黒字となる見込みとなっております。今後とも「合併効果」や「行政改革大綱に基づく集中

改革プラン」「財政健全化計画」に基づいた行財政改革をさらに積極的に取り組んでまいり所存であります。

次に、予算編成の基本方針について申し上げます。

初めに、国の予算についてであります。政府は、平成20年12月3日の閣議において、「平成21年度予算編成の基本方針」を決定し、国民生活と日本経済を守る観点から、当面は「景気対策」、中期的には「財政再建」、中長期的には「改革による経済成長」という3段階で経済財政政策を進め、「生活者の暮らしの安心」「金融、経済の安定強化」「地方の底力の発揮」の3つの重点分野に支援を行い、財政規律維持の観点から安易な将来世代への負担のつけ回しをせず、経済成長と財政健全化の両立を図るとしてあります。「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」で示された目標を踏まえ、これまでの財政健全化の努力を今後とも継続し、政策の徹底的な棚卸しや各経費に係る無駄ゼロに向けた見直しを断行するとともに、歳出全体の徹底した洗い直しを行った上で、制度、施策の抜本的な見直しや各経費間の優先順位の厳しい選択を行うことにより、真に必要なニーズにこたえるための予算配分の重点化、効率化を行うといたしてあります。

その後、平成21年1月には「平成21年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」を閣議決定いたしてありますが、その中によりますと、平成20年度の我が国経済は、世界の金融資本市場の危機を契機に世界的な景気後退が見られる中で、外需面に加え国内需要も停滞し、景気の下降局面にあるといたしてあります。こうした結果、平成20年度の国内総生産の実質成長率はマイナス0.8%程度、名目成長率はマイナス1.3%になると見込まれる。平成21年度においては世界的な景気後退が続く中で、内需、外需ともに厳しい状況が続く中、年度後半には諸施策の効果が見込まれ、低迷を脱していくことが期待されるとしており、こうした結果、平成21年度の国内総生産の実質成長率は0.0%程度、名目成長率は0.1%程度で推移するとの見通しであります。このような方針に基づいて編成された政府の平成21年度一般会計予算の規模は8兆8千548億0千円、前年度比5兆4千867億0千円、6.6%の増で、一般歳出は5兆1千731億0千円、前年度比4兆4千465億0千円、9.4%の増となっております。なお、経済緊急対応予備費として1兆円が計上されてあります。

次に、地方財政についてであります。地方財政については、国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせつつ、地方団体の自助努力を促していくことを進め、地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制することといたしてあります。平成21年度の地方財政計画の総額は8兆2千557億0千円、前年度比マイナス8千457億0千円、マイナス1.0%であります。このうち歳入に占める一般財源は5兆9千786億0千円であります。21年度の地方財政計画は、地方財政計画の規模の抑制に努めてもなお平成20年度に引き続き大幅な財源不足の状態にあり、極めて厳しい状況にあります。

地方財政の現状は、公債費が依然高水準であることや社会保障関係経費の自然増、また、今後の景気の後退に伴う地方税収への影響が懸念されるなど、先行きが不透明な状況となっております。さらに地方債務残高が平成20年度末で約197兆円に達する見込みであり、今後その元利償還が財政を圧迫する要因となることから、地方財政は構造的に見ても極めて深刻な状況にあるといえます。一方で、地方分権や今後の高齢化の進展などに伴い、地方自治体の役割はますます大きくなっていくものと考えられます。このため行財政改革の推進などにより地方財政の健全化を進めるとともに、地方自治体が地域の実情に応じた自主的な財政運営を行うことができるよう、地方税財源の充実強化を図っていく必要があると思われま

次に、本町の新年度予算についてであります。このような国、地方を取り巻く情勢のもと、本町の財政状況は、合併による経費等の削減効果が徐々にではありますがあらわれ、平成19年度決算における地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づく健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っております。しかしながら、その数値は低いと言われるものではなく、厳しい状況に変わりはないということでございます。

また、原油価格等の変動や国際金融市場の動揺により、景気のさらなる後退が予想されますことから、町財政の根幹をなす税収は大幅な減収が見込まれますが、歳入の大半を占める地方交付税は臨時財政対策債を加え、新年度については若干増額の見通しとなっております。ただし、地方分権改革の推進や道路特定財源の一般財源化など不確定な要素が多分にある状況となっております。

平成21年度は、私のかじ取りによる新たな町政がスタートし、最初の予算編成に当たることから、国の景気・雇用対策との整合性を図りつつ、県の予算編成の動向も注視しながら、経済性、効率性、有効性を徹底的に追求し、町民生活に密着した施策への財源確保に努め、私が政策として掲げてまいりました「合併してよかったと実感できる町づくり」「赤ちゃんからお年寄りまで、安心して幸せに暮らせる町づくり」に向けた、その第一歩を踏み出すための積極的な予算編成を行ったところであります。

その結果、予算規模につきましては、一般会計で141億7,500万円、国民健康保険事業特別会計等9特別会計合わせて87億8,687万4,000円、合計で229億6,187万4,000円となりました。また、公営企業会計は収益的収入が44億4,358万9,000円となっております。

一般会計では、対前年度比3.6%の増額予算となっておりますが、柳井地区広域事務組合の解散に伴う配分金2億670万9,000円のふるさと創生基金への積み立て、大島病院改築に伴う公営企業局への繰出金7億4,980万円という特殊要因を除きますと、実質的な予算額は132億1,849万1,000円となり、平成20年度の大島病院繰り出し分を除く132億

6,660万6,000円と比較いたしますと、4,811万5,000円、0.4%の減額の予算ということになります。

歳出予算では、議員定数の見直しや職員総数の減により人件費は大きく減少いたしておりますが、東和中学校改築事業や平成20年度国の第2次補正による地域活性化・生活対策臨時交付金をもって積み立てる予定のふるさと創生基金を活用し実施する、生活に密着した生活道等の維持改良工事等により普通建設事業費は増額となっております。

歳入予算では、景気の後退や人口減の影響により町税は約1億円の減収が見込まれ、広義の地方交付税も平成20年度の交付実績は維持されるものの、その多くは臨時財政対策債への振り替えによるものであります。また、国・県支出金におきましても補助事業の減により大きく減額となっております。

歳入のうち、町税等の自主財源比率は17.5%であり、地方交付税や国・県支出金といった依存財源が82.5%を占め、依然として脆弱な財政環境にあるということであります。

このような状況においても合併特例債や過疎対策事業債などの有利な町債を活用し、一般会計におきましては、起債残高は対前年比約2億2,500万円の減、プライマリーバランスは約7億円と大幅な黒字となっております。

以上、申し上げましたとおり、合併効果や行財政改革効果、さらには在日米軍再編交付金、平成20年度国の第2次補正予算であります地域活性化・生活対策臨時交付金の積立基金などを活用し、子育て支援を初めとする住民の生活に密着した事業に重点化した「幸せに暮らせる町づくり」予算といたしたところでありますので、議員の皆さんの御理解と御支援を重ねてお願いする次第であります。

それでは、今定例会に提案いたしております諸案件について御説明を申し上げます。

議案第1号は、平成21年度周防大島町一般会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出予算それぞれ141億7,500万円となっております。前年度当初予算比4億8,700万円の増額でプラス3.6%の増となっております。

まず、歳入の主なものについてであります。町税が6.6%減の13億9,639万2,000円、地方譲与税が9.1%減の1億2,800万円、地方交付税が0.9%増の77億7,000万円、使用料及び手数料が4.8%減の2億816万円、国庫支出金が8.8%減の6億9,368万2,000円、県支出金が13.7%減の9億2,348万7,000円、繰入金が増の2億7,423万2,000円、諸収入が76.6%増の4億7,021万2,000円、町債が46.8%増の19億6,690万円であります。なお、歳入全体に占める町債依存度は13.9%、起債残高は年度末で239億9,341万円になる見込みであります。

次に、歳出についてであります。人件費は6.8%減の24億8,432万円あります。平

成20年度中に合計17名の職員が退職予定ですが、新規採用を1名に抑えたことに伴う減が主な要因であります。

公債費は4.6%減の26億7,912万2,000円、扶助費は0.4%増の11億5,900万3,000円で、人件費、公債費、扶助費を合わせた義務的経費が4.6%減の63億2,244万5,000円、投資的経費につきましても、普通建設事業費が7.5%増の15億8,298万7,000円であります。予算総額は対前年度比3.6%増額した予算編成ではありますが、脆弱な財政基盤は依然として継続をいたしております。したがって、新年度予算の収支の不足を補うために、財政調整基金を9,757万3,000円、減債基金を217万9,000円、ふるさと創生基金を1億4,500万円、ちびっ子医療費助成事業基金を1,880万3,000円、観光振興事業助成基金を1,067万7,000円取り崩すことで財源調整をいたしております。

なお、合併関連事業として県広域市町村合併支援特別交付金並びに合併特例債等を充当している主な事業は、町勢要覧の作成事業、防災行政無線の整備事業、東和中学校の改築事業、陸上競技場整備事業、大島病院新築移転繰入金であり、平成21年度の米軍再編にかかわる交付金関連事業として、当初予算の中では浮島地区陸間整備事業、ビーチクリーナー整備事業、中学校教育振興備品整備事業、久賀中学校照明整備事業等に充当する予定といたしております。

また、平成20年度国の第2次補正による地域活性化・生活対策臨時交付金をもって積み立てる予定のふるさと創生基金は、生活に密着した生活道等の維持改良工事等に充当する予定にしております。その他の「幸せに暮らせる町づくり」に関連する諸事業につきましては、当初予算案の概要をお手元にお届けをいたしておりますので、御高覧のほどお願いを申し上げます。

議案第2号から議案第11号までは、平成21年度各特別会計予算及び企業会計予算にかかわるものであります。

議案第2号は、平成21年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

一般会計から2億6,479万3,000円を繰り入れ、歳入歳出それぞれ32億6,545万8,000円となっており、前年度当初予算比5,836万9,000円の増となっております。

議案第3号は、平成21年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。

一般会計から2億586万1,000円繰り入れ、歳入歳出それぞれ4億9,649万2,000円となっており、前年度当初予算比282万4,000円の増となっております。

議案第4号は、平成21年度周防大島町老人保健事業特別会計予算についてであります。

一般会計から200万円繰り入れ、歳入歳出それぞれ2,414万7,000円となっており、前年度当初予算比5億9,627万1,000円の減となっております。

議案第5号は、平成21年度周防大島町介護保険事業特別会計予算についてであります。

一般会計から5億353万9,000円を繰り入れ、歳入歳出それぞれ30億1,170万9,000円となっており、前年度当初予算比2,118万3,000円の増となっております。

議案第6号は、平成21年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算についてであります。

一般会計から5億4,544万8,000円を繰り入れまして、歳入歳出それぞれ9億6,382万5,000円となっており、前年度当初予算比1,406万4,000円の減となっております。

議案第7号は、平成21年度周防大島町下水道事業特別会計予算についてであります。

一般会計から1億9,352万2,000円を繰り入れ、歳入歳出それぞれ5億978万3,000円となっており、前年度当初予算比403万2,000円の減となっております。

議案第8号は、平成21年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。

一般会計から1億6,594万4,000円を繰り入れまして、歳入歳出それぞれ3億7,248万2,000円となっております。前年度当初予算比1,969万6,000円の減となっております。

議案第9号は、平成21年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算についてであります。

一般会計から2,200万2,000円を繰り入れ、歳入歳出それぞれ6,346万6,000円となっており、前年度当初予算比1,916万6,000円の増となっております。

議案第10号は、平成21年度周防大島町渡船事業特別会計予算についてであります。一般会計から1,067万7,000円を繰り入れ、歳入歳出それぞれ7,951万2,000円となっており、前年度当初予算比294万7,000円の増となっております。

議案第11号は、平成21年度周防大島町公営企業局企業会計予算についてであります。

各施設の業務の予定量を見込み、収益的収入予算については、総額を44億4,358万9,000円、支出は総額を44億4,319万2,000円とし、資本的収入予算については、総額を28億7,550万円、支出は総額を33億7,800万円とするものであります。

議案第12号から議案第22号までは、平成20年度各会計に係る補正予算に関するものであります。

いずれも財源の確定見込みや事業の最終見込みによる所要の補正を行うものであります。

議案第12号平成20年度周防大島町一般会計補正予算(第6号)についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億831万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148億9,484万6,000円とするものであります。

議案第13号は、平成20年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,216万円を追加し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ33億7,900万6,000円とするものであります。

議案第14号は、平成20年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,539万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,827万6,000円とするものであります。

議案第15号は、平成20年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,041万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億7,000万円とするものであります。

議案第16号は、平成20年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,320万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を29億9,933万2,000円とするものであります。

議案第17号は、平成20年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ830万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を11億4,333万2,000円とするものであります。

議案第18号は、平成20年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,108万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億859万円とするものであります。

議案第19号は、平成20年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,723万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億5,895万7,000円とするものであります。

議案第20号は、平成20年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から372万円を減額し、歳入歳出予算の総額を4,127万3,000円とするものであります。

議案第21号は、平成20年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,190万8,000円を追加し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,251万円とするものでございます。

議案第22号は、平成20年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第4号)についてであります。

各施設の12月までの実績と今後の業務見込みにより補正するもので、収益的収入及び支出では、他会計補助金の減額、給与費の減額等により補正を行っております。資本的収入及び支出では、当年度の建設改良事業が確定しておりますので、不用額を精算し補正するものであります。大島病院移転新築の継続費についても、当年度事業の確定により年割り額を補正するものであります。

議案第23号は、周防大島町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてであります。

介護従事者の処遇改善のために行われる介護報酬の改定に伴い、介護保険料の急激な上昇を抑制するための経費として交付される介護従事者処遇改善臨時交付金を受け入れるため、基金条例を制定しようとするものであります。

議案第24号は、周防大島町地区体育館設置条例の制定についてであります。

日良居中学校の閉校に伴い、中学校体育館を地域住民のための地区体育館として活用するため、また今後廃校となる学校の体育館を追加するため条例を制定しようとするものであります。

議案第25号は、周防大島町大島公民館分館の設置及び管理に関する条例の廃止についてであります。

蒲野中学校及び沖浦中学校の閉校に伴い条例の廃止をしようとするものであります。

議案第26号は、周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてであります。

人事院勧告を受けて、国家公務員の勤務条件の改定が同勧告どおり実施されることになっております。本町も同様に実施するため、条例の一部改正をしようとするものであります。

議案第27号は、周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてであります。

周防大島町人権施策推進協議会を設置し、新たに報酬及び費用弁償を支給するため、条例の一部改正をしようとするものであります。

議案第28号は、周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

人事院勧告に先駆けて、持ち家に係る住居手当を廃止するため条例の一部改正をしようとするものであります。

議案第29号は、周防大島町観光振興事業助成基金条例の一部改正についてであります。

周防大島町観光協会が一般社団法人大島観光協会として成立したことにより、条例の一部改正をしようとするものであります。

議案第30号は、周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正についてであります。

蒲野中学校の閉校に伴い、耐久性のよい蒲野中学校に三蒲小学校を移管することによる位置の変更、平成22年4月に屋代小学校が明新小学校に統合となるために屋代小学校削除により、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第31号は、周防大島町スクールバス条例の一部改正についてであります。

中学校統合によるスクールバス運行に伴い、従来の1路線を改称するとともに、新たに4路線を新設することから、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第32号は、周防大島町民運動場設置条例の一部改正についてであります。

日良居中学校の閉校に伴い、町民運動場「日良居グラウンド」として活用するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第33号は、周防大島町介護保険条例の一部改正についてであります。

今後3年間のサービス費用見込み額の見直しや保険料段階の細分化等に関して介護保険法施行令が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第34号は、周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。

着任予定の医師より辞退届が提出され、婦人科の診療ができないことになり、診療科目から削除するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第35号は、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてであります。

山口県市町総合事務組合から柳井地区広域事務組合が脱退することに伴う規約の一部変更について、議会の議決を求めるものであります。

議案第36号は、周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更についてであります。

本計画の内容に、概要変更及び事業の追加をし、計画変更をするものであります。

議案第37号から議案第47号までの11議案は、指定管理者の指定についてであります。本町の一部の公の施設については、指定管理者を指定して運用を行うものでありますが、この施設は現在管理をしている団体を引き続き非公募により指定しようとするものであります。

議案第37号は、油宇集会施設の指定管理者の指定について。

議案第38号は、小泊集会施設の指定管理者の指定について。

議案第39号は、周防大島町在宅老人デイサービスセンター「東和在宅老人デイサービスセンター」の指定管理者の指定について。

議案第40号は、周防大島町在宅老人デイサービスセンター「文珠苑」の指定管理者の指定について。

議案第41号は、周防大島町在宅老人デイサービスセンター「高塔苑」の指定管理者の指定について。

議案第42号は、周防大島町在宅老人デイサービスセンター「油田苑」の指定管理者の指定について。

議案第43号は、周防大島町在宅老人デイサービスセンター「和田苑」の指定管理者の指定について。

議案第44号は、周防大島町在宅老人デイサービスセンター「しらとり苑」の指定管理者の指定について。

議案第45号は、周防大島町在宅老人デイサービスセンター「福寿苑」の指定管理者の指定について。

議案第46号は、周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について。

議案第47号は、周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定についてであります。

議案第48号は、平成20年度志佐漁港整備工事の請負変更契約の締結についてであります。

この工事はユタカ工業株式会社と契約をし、工事を進めておりますが、このたび工事量の変更により原契約を増額し、工事請負変更契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

この際、行政報告を申し上げます。

まず、全国町村会優良町村表彰についてであります。このたび本町が全国町村会から優良町村として表彰され、2月25日に開催されました山口県町村会定例会においてその伝達を受けましたので、御報告を申し上げます。表彰の際の事績概要並びに表彰状の写しをお手元に配布いたしておりますので、御高覧いただきたいと思います。

次に、出張所機能の見直しについてであります。行政事務の効率化と集中改革プラン等に基づき、4月1日付で組織機構の改革を行うことを予定いたしております。7つの出張所の現在の体制は正規職員9名、臨時職員2名であります。このうち沖浦、蒲野、日良居、油田の4出張所を正規職員1名と嘱託職員1名の体制とし、棕野、白木、和田の3出張所は嘱託職員1名体制といたします。この結果、正規職員5名の削減となります。また、集中改革プランの課の統廃合については、今後も継続して検討していくことといたしております。

以上が平成21年度の組織機構改革の概要であります。今後とも事務の効率化を進める上からさらに改革を進めていく所存でありますので、議員各位の御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、入札制度の見直しについてであります。入札制度につきましては、公共工事の透明性や公平性、また入札参加者の公正な競争の促進を目的に、適宜見直しを図っておりますが、より一層の透明性、公平性を図るため、平成21年度からの実施に向け、新たな入札制度の見直しを考

えております。

まず、設計工事価格がおおむね3億円以上の工事を発注する場合には一般競争入札を導入し、6,000万円を超える工事については年間数件程度の総合評価方式による入札を試行的に実施したいと考えております。

次に、最低制限価格についてであります。今年度において国や県が算定基準を改正したことから、本町も公共工事の品質確保への支障や下請及び労働者等へのしわ寄せを生じさせないために最低制限価格の算定基準を国、県を参考に改正することを検討いたしております。さらに工事内訳書の提出を求めることといたしております。

また、今まで入札会を開催しておりました物品購入につきましては、郵便入札の導入を予定しております。そして入札情報及び契約に関する情報の一層の公表の推進を図るため、インターネットを活用した入札参加資格登録業者等の公表も実施してまいりたいと考えております。

なお、平成21年度、平成22年度の入札参加資格審査の受け付けが2月に終了し、現在集計をいたしておりますが、その結果によりましては、今後入札参加基準等の見直しも必要になっていくのではないかと考えております。

次に、学校給食センターの調理業務等民間委託業者の選考結果についてであります。平成21年度から久賀学校給食センターの調理業務等委託に係る民間業者の募集を昨年11月に行いましたところ、町外から1業者の申し込みがありました。委託業者を厳正かつ公平に選考するため、教育委員を委員長として関係学校長、教育次長、町内給食センター栄養士等の構成による学校給食調理業務等民間委託業者選考委員会を設置いたしました。

会において事業計画書の検討及び業者ヒアリングを行い、慎重に協議、審査をした結果、大阪市の株式会社日米クックに調理業務等を委託することについては異論がないとの結論に至ったという報告を受け、先般平成21年度から向こう3年間の業務委託契約を締結いたしましたので御報告を申し上げます。参考までに、調理業務等委託契約金額は、消費税及び地方消費税を加えた年間945万円であります。

次に、サザンセット大島ロードレース大会についてであります。2月1日には、遠くは北海道からの参加者もあり、総勢3,000名以上の申し込みがあった第25回サザンセット大島ロードレース大会が開催されました。

当日は、風が時折吹いていたものの晴天に恵まれ、選手の皆さんは陸上競技場を発着点に大島の自然を満喫しながら、さわやかな汗を流しておりました。四半世紀を超えることとなったこの大会も、年々参加者がふえる傾向にあり、今回の大会で町内の宿泊施設を利用した方は110名に達するというものであり、私が目指す交流人口100万人の一翼を担うことになるものと大いに期待をしているところであります。

なお、この大会開催に当たり、長い間物心両面で御支援を賜っておりました株式会社ヴァーナルの創業者で、旧東和町の御出身である大田勝氏が1月13日に御逝去なされました。謹んで故人の御冥福を祈りするとともに、今までの御厚情に対し厚く御礼を申し上げる次第であります。

次に、4中学校の閉校についてであります。それぞれ60有余年の輝かしい歴史を刻んできた沖浦中学校、蒲野中学校、日良居中学校、油田中学校が来る3月14日、15日の両日に閉校式を迎えます。生徒、保護者、地域の皆さんには学校を閉じるということに対して、大所高所から御理解を賜ったところでありますが、心情的には言葉にあらわせない感慨深いものをそれぞれお持ちのことと存じます。閉校することについては、関係各位の永年にわたる検討協議の結果であり、苦渋の選択であったと推察いたしますが、このことによって子供たちのさらなる飛躍と教育の充実につながることを期待するものであります。

先般、総務文教常任委員会委員、地元関係議員各位には閉校の御案内をお届けいたしてるところであります。御多忙の折とは存じますが、万障お繰り合わせの上、御臨席を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

以上、概要につきまして御説明を申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私または関係参与が御説明を申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

以上であります。

議長（荒川 政義君） 以上で、施政方針並びに議案の説明を終わります。広田君。

議員（8番 広田 清晴君） 私は、議会本会議開会前にも議員控室で、いわゆる竜崎温泉等にかかわる調査結果について、この提案理由が済んだ後にきちっと全員協議会の時間を設定していただきたいということを言いました。

といいますのは、今回の竜崎温泉をめぐる問題については、きょうのすべての審議が済んでからというような生易しいものではない。これが私が冒頭申し、問うた部分です。いいのですが、確かにほかの議員さん方は何も言われませんでしたけど、いわゆる椎木町長のいわゆる方向性にかかわる大事な課題である。これが私の竜崎温泉をめぐる問題です。ですから、あえて早期に全協を開いてまず報告、議会对応はそれから後でもいいんです。会期は十分ありますから。しかし、きちっとした報告、本会議での謝罪、これはきちっとやるべきだというのが私の考え方でありませぬ。

あのときも、先ほど各議員さん方の意見も聞いてみたくれと言いましたが、残念ながら意見はありませんでしたが、私はこれは大事な課題であるからこそ、きちっとこの後休憩をとって全員協議会を開いて、竜崎温泉等4案件についてきちっとやるよう求めたいと思います。それは当然全員協議会ですから休憩の間であります。ぜひ町長並びに議長のほうにはお願いしたいというふ

うに思います。

以上です。

議長（荒川 政義君） 暫時休憩をいたします。

午前10時26分休憩

.....
午前10時43分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5．議案第12号

議長（荒川 政義君） 平成20年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）を上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村部長。

総務部長（岡村 春雄君） それでは、議案第12号平成20年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）について補足説明をいたします。

別冊の補正予算つづりをお願いいたします。今回の補正は第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算に6億831万9,000円を追加し、予算の総額を148億9,484万6,000円とするとともに、第2条により地方債の補正を行うものであります。

歳入歳出補正につきましては、人件費、各事業の精算見込みによる補正及び国の第2次補正への対応が主なものであります。

なお、国の第2次補正に対応した事業は、今回の補正予算に計上しておりますが、御議決を賜りましたならば、ほとんどは平成21年度に繰り越して実施をすることになりますので、その調整を行い、議会最終日に繰越明許費の補正予算を提出させていただきたいと考えております。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

11ページをお開き願います。歳入につきまして、6款地方消費税交付金は、交付決定による1,686万9,000円の減額であります。11款分担金及び負担金1項分担金は、精算見込みによる単県農山漁村整備事業地元負担金の減額であります。2項負担金は、養護老人ホーム及び保育所への入所者の減による減額補正であります。

12ページの12款使用料及び手数料1項使用料は、精算見込みによる調整であります。大島斎場の葬儀利用の増による増額補正、星野哲郎記念館の入場者減による減額補正が主なものであります。2項手数料につきましても精算見込みによる調整であります。

13款国庫支出金1項国庫負担金につきましても、各事業の確定もしくは精算見込みにより2,302万8,000円の減額補正であります。

14ページの2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は、国の第2次補正に対応するための定額給付金給付事業補助金、地域活性化生活対策臨時交付金の新規計上により、8億3,145万5,000円の増額となっております。2目民生費国庫補助金から6目教育費国庫補助金まで及び3項国庫委託金は、精算見込みによる調整であります。

14款県支出金1項県負担金も同様に精算見込みによる調整であります。国保基盤安定負担金は924万3,000円の追加計上となっております。2項県補助金につきましても、精算見込みにより広域市町村合併支援特別交付金、鳥獣被害防止施設等整備事業補助金等の減額が主なものであります。

17ページの3項県委託金は、県知事選挙、瀬戸内海海区漁業調整委員選挙費の確定による減額が主なものであります。

18ページの15款財産収入は、各基金の利子の調整により562万円の増額補正であります。

17款繰入金は財政調整基金の取り崩しを733万1,000円減額し、財源調整を行っております。また、ちびっ子医療費助成事業基金につきましても、助成見込みにより取り崩しを298万5,000円減額するものであります。

19款諸収入につきましても、中小企業勤労者小口資金、学校給食収入等、精算見込みによる減額が主なものであります。

20ページの20款町債につきましても、各事業の確定、または精算見込みにより1億2,860万円を減額するものであります。

続いて、23ページからの歳出について主なものを御説明いたします。1款議会費につきましては、職員人件費及び改選に伴う議員期末手当の調整等により1,129万9,000円を減額しております。

24ページの2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は職員人件費の調整であります。早期退職者の退職手当組合特別負担金を2,183万7,000円追加計上しております。2目文書広報費は防災行政無線整備事業に係る職員人件費の調整であります。

26ページの5目財産管理費では、国の第2次補正による地域活性化、生活対策臨時交付金を活用し、財産管理一般経費に9,700万円を計上し、町内各小学校及び児童公園の遊具を更新するとともに、公共施設等のテレビを地デジ対応のものに更新することといたしました。基金管理経費では、各基金の利子の積み立ての調整及び地域活性化生活対策臨時交付金を活用し、生活に密着した事業への財源を確保するために、ふるさと創生基金へ1億8,000万円を積み立てることとしております。また、土地開発基金につきましても、用地先行取得に対応するために2,000万円を追加し、積み立てることとしております。

7目支所及び出張諸費では、各支所の光熱水費等の精算見込みによる調整であります。大島総

合支所の電気代の増額、東和総合支所の小規模施設整備事業補助金の減額が主なものであります。

8目電子計算費におきましても、通信運搬費、保守管理委託料の精算見込みによる減額補正であります。

12目定額給付金事業は、新規計上であります。国の第2次補正に対応し、2月1日を基準日として住民登録をされている者及び外国人登録をされている者、合わせて2万1,040人を対象に18歳以下及び65歳以上の方には2万円、それ以外の方には1万2,000円を支給するものであり、その給付金と事務費を合わせて3億5,709万4,000円を計上いたしました。

29ページの2項徴税費3項戸籍住民基本台帳費は、職員人件費の調整であります。

30ページから34ページまでの4項選挙費では、山口県知事、町長、町議会議員、農業委員会委員、瀬戸内海海区漁業調整委員の各選挙の執行経費の確定に伴い2,785万1,000円の減額補正であります。

35ページの5項統計調査費では、財源の調整であります。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、職員人件費の調整とちびっ子医療費助成事業の助成額の減額見込みによる調整であります。

36ページの2目障害福祉費につきましても、訪問入浴サービスを初めとする各種サービス及び給付等の実績による減額補正であります。3目老人福祉費につきましても、養護老人ホーム入所者の減、敬老会事業の確定、食の自立支援事業の利用者の減、後期高齢者療養給付費負担金の減による減額補正が主なものであります。4目国民年金費、5目介護保険対策費は職員人件費の調整が主なものであります。

40ページの2項児童福祉費1目児童福祉総務費では、職員人件費の調整と子育て応援特別手当経費745万7,000円の新規計上であります。平成14年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた第2子以降の子供に1人当たり3万6,000円を支給するもので、対象者186名分の計上であります。2目児童措置費は児童手当の確定による減額補正、3目保育所費は職員人件費の調整による増額補正であります。

43ページからの4款衛生費1項保健衛生費につきましても職員人件費の減額調整、妊婦一般健診、乳児健診、基本健診、予防接種等の受診者の減による減額補正であります。

46ページの2項清掃費におきましても、職員人件費の調整を行っております。また、じん芥処理経費では、ごみ袋、水質検査、ごみ収集車の入札減による減額補正、じん芥処理施設管理経費では、精算見込みによる減額、不燃物処理施設管理経費では、処理方法の見直しによる電気代の減額補正が主なものであります。

48ページの3目し尿処理費は、情島し尿収集者の入札減による減額補正であります。

49ページの5款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費2目農業総務費は、職員人件費の

調整であります。

50ページの3目農業振興費は鳥獣被害防止施設等整備事業補助金等の実績に伴う減額補正であります。5目農地費は、人件費の調整と単県農山漁村整備事業の入札減による工事請負費の減額、事業費確定による県事業負担金の減額であります。

52ページの2項林業費は、有害鳥獣区画事業のイノシシ等の捕獲実績により220万円を減額するとともに、地域活性化生活対策臨時交付金をもって、林道文珠屋代線の舗装を行うための工事請負費の計上であります。

53ページの3項水産業費1目水産業総務費は、職員人件費の減額であります。3目漁港管理費は、地域活性化生活対策臨時交付金を財源とし、和田地区の導流堤を整備するため3,200万円の追加計上であります。4目漁港建設費は、港整備交付金事業の事業間調整による事務費等の組み替え及び人件費の調整であります。

54ページの6款商工費1項商工費1目商工総務費は人件費の調整、2目商工振興事業費は中小企業、勤労者小口資金貸付金の確定による減額、防長交通に対する生活交通、交通路線維持負担金の確定による525万3,000円の減額、長浦スポーツ滞在型施設管理運営経費におけるテニスコート改修工事の入札減による減額が主なものであります。3目観光費の公園等管理経費は、屋代ダム公園管理委託料の入札減による減額及び片添ヶ浜公園施設の利用増に伴う管理委託料の追加であります。星野哲郎記念館管理運営経費は精算見込み及びモニュメント設置工事等の入札減に伴う減額補正であります。

7款土木費1項土木管理費1目土木総務費は、職員人件費の減額補正と原石山管理事業において、残土の搬入量が予定より少なかったため、整備のための工事請負費を減額するものであります。

58ページの2項道路橋梁費1目道路橋梁維持費は、再編交付金事業の岩内線舗装工事及び街灯設置工事の入札減により工事請負費を減額するとともに、地域活性化生活対策臨時交付金により、街灯設置のための工事請負費3,000万円を追加計上したことにより、2,544万4,000円の増額であります。2目道路新設改良費は、7,007万2,000円の減額補正であります。町道上浜線及び山下浜木屋線の事業費確定によるものであります。3項河川費では、河川整備事業において地域活性化生活対策臨時交付金事業として、町道上浜線の改良とあわせて行う対策地区の排水対策事業に係る経費を計上いたしました。また、県事業負担金の確定に伴う調整を行っています。

60ページの4項港湾費、5項都市計画費につきましても、県事業負担金の確定に伴う調整であります。6項住宅費は職員人件費の増額調整と火災警報器設置事業の設置工事の入札減による減額補正であります。

62ページの8款消防費は、人件費の調整、消火栓ホース等の入札減による減額、木造住宅耐震改修補助金について5戸分を予定しておりましたが、3戸の希望であったため、2戸分の120万円の減額、防災センター運営費の精算見込みによる減額補正であります。

64ページの9款教育費1項教育総務費2目事務局費では、人件費の調整と委託料4,860万円を計上し、耐震2次診断が未実施の小学校6校8棟、中学校4校6棟の耐震2次診断を実施することといたしました。その財源は地域活性化生活対策臨時交付金であります。備品購入費の減額は、AED購入事業の入札減によるものであります。2項小学校費は、地域活性化生活対策臨時交付金を財源に、沖浦小学校のプールの改修を行うものであります。

66ページのスクールバス管理運営経費では、スクールバス白木線の運行委託料の入札減、中学校統合に伴うスクールバス購入の入札減による補正であります。3項中学校費は、蒲野中学校を三浦小学校へ転用するための改修工事を地域活性化生活対策臨時交付金により行うための管理委託料及び工事請負費を新規計上いたしました。

67ページの東和中学校改築事業経費は、実質調査業務、実施設計業務の入札減による減額補正であります。4項社会教育費は、職員人件費の調整と久賀公民館運営経費、文化センター管理運営経費等各施設管理運営に係る経費の精算見込みに伴う補正であります。

70ページの5項保健体育費につきましても、職員人件費の調整と精算見込みに伴う調整であります。12款繰出金は、各特別会計の補正予算に伴う繰出金の調整で、1億987万7,000円の増額であります。その主なものは、渡船事業特別会計への繰り出しであります。情島航路及び浮島航路の渡船を地域活性化生活対策臨時交付金を活用して新造することとしたことによるものであります。

以上が平成20年度周防大島町一般会計補正予算(第6号)についての概要であります。何とぞ慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。補足説明を終わります。

議長(荒川 政義君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。平川議員。

議員(14番 平川 敏郎君) ページで言いますと68ページなんですが、2目の公民館費、そこに11節の需用費がございます。ここに久賀公民館運営経費の中に修繕費ということで20万5,000円上がっております。これ公民館のエアコンの修繕費ですか、そこちょっとお願いいたします。

議長(荒川 政義君) 村田教育次長。

教育次長(村田 雅典君) 公民館運営経費の20万5,000円、これは公民館の貯水槽の用水ポンプ、これの取りかえの工事であります。

議長(荒川 政義君) 平川議員。

議員（１４番 平川 敏郎君） 今のところですが、昨日２９回学級・講座生の集いというのが開催されて、地元議員さん３名で出席させていただいたんですが、エアコンが壊れてるということで、随分出席者のほうから出ました。業者さんもおられたんですが、その中でちょっと話そうかということも出たんですが、その辺のこの、エアコンのほうの予算組み、修理の予算組みというのは今のとこどうなってるのか、ちょっとわかれば教えてください。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 現場のほうからは要請がありました。しかしながら、隣接します防災センターが昨年の１１月に完成いたしましたので、そちらの利用形態等を見ながら状況をちょっと見ていこうという計画であります。

議員（１４番 平川 敏郎君） その件なんですが、昨年もちなみに敬老の集いというのがございまして、そのときに久賀公民館のエアコンが壊れているということで久賀中学校の体育館で昨年開催されたと思います。そのときも暑い時期で中学校の体育館がきかなかったんかどうかということで、随分そのときに久賀町民センターのエアコンを修理してくれというのが出たんですが、現場サイドのほうでそのほうの方向に進むという今次長のお答えですが、そのようにエアコンが壊れたままいくんだったらもう防災センターでいきますよというような感じのものをやっていかないと、昨日みたいに、ちょっと随分寒かったんです。その辺のところは今後どういうように、今おっしゃられたように防災センターを使用するという形でいくのかどうか、お願いいたします。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 防災センターの利用ということにつきましては、いろいろ制限がある可能性もあります。しかしながら、隣接する施設でありますし、活用をするということは大変有意義なことだろうと思いますので、そのあたりの調整は当然必要でしょうけれども、基本的には防災センターの活用ということは考えております。

なお、公民館等のエアコンの修理等の見積もりをとりますと約６００万円から７００万円かかるという大きな金がかかるわけがございます。しかし、建物そのものも相当老朽化ということもありますので、そのあたりを含めまして防災センターの活用に努めていきたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 布村議員。

議員（１８番 布村 和男君） 今の関連事業で私がこういうこと言うのおかしいなというように思いますけど、平川さんが今おっしゃったように、私もきのう出て、以前からもずっと私もいろいろ要望しておりますが、すべて町長査定あたりで全部落とされておりますが、久賀地区のやっぱりあそこの社会教育の生涯センターの拠点ですので、それを防災センターのあの大きなところでいろんなことをやれちゅうてもそりゃ無理だと思います。ですから、そこをしっかりと考えた中で、やはり町民グラウンドもなくなる、久賀地区から。そういった生涯センターの拠点

の、夏なんかでしたらもう暑くてやれんというんです。大きなホールだけでなしに、小さな各そういった部屋があるわけで、そこでもいろんな教室をやるわけですから、やはりそれは久賀地区のその住民のための社会教育の発展のためには、絶対にこれは必要だというふうに思っております。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） エアコンのきかないというのは、2階の大広間の部分、この部分がききにくいという状況は話を受けております。したがって、小さな部屋等々で活用される場合については、久賀の公民館も活用は可能と。ですから、私どもは、先ほど平川議員に御答弁申し上げましたのは、防災センターの活用というのは、公民館の2階の大広間、この部分については防災センターの活用ができるだろう。その他もろもろの小さな部屋等につきましては、それなりのエアコンは利用できるというふうに聞いておりますので、それはそれで公民館のほうで活用できるというふうに思ってます。

議長（荒川 政義君） 布村議員。

議員（18番 布村 和男君） そりゃ大きいところでやるというのは、しかし、あそこの防災センターにはそういう舞台もありません。私ども初めは舞台でもあるのかなというような期待をしておりましたが舞台もありませんので、なかなかそういった大きな行事をやるときに、あそこを使うというのは難しいような気がしますけど、そこらあたりやはりしっかりと考えてほしいなと。県のやっぱり施設ですから、なかなか町民が自由に気軽に使えるということに対しては、やはり少し疑問が残るところがあります。教育委員会の気持ちもよくわかるわけですが、やはりあそこのクーラーというのは大事なものですので、ぜひ考えてほしいというふうに思っております。

議長（荒川 政義君） 布村議員に申しますが、補正の内容と。（「はい。わかりました」と発言する者あり）よろしく願います。

ほかにございませんか。小田議員。

議員（19番 小田 貞利君） 27ページの定額給付金事業ですが、よその市町村ではもう支給が始まっているというような話も聞きます。周防大島町ではこの議会承認後いつごろに給付を予定しているのかお聞きいたします。

総務部長（岡村 春雄君） 定額給付金の申請につきましては、3月下旬までを予定しております。給付につきましては、4月の中旬から下旬までには第1回目の給付をしたいというふうに考えております。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 質疑に入る前に1点ほど議長のほうにお願いがあります。といい

ますのが、先ほど町長のほうが町政運営の基本方針並びに予算編成の基本方針、これが述べられました。既に執行部のほうは、この話した内容が既に執行部のほうに配っておられます。ですから、議会の側にもあすの本会議以降の議論のベースになるのではなかろうかというふうに思いますので、ぜひ議員の側にも配布をお願いするよう執行部に働きかけていただくようお願いしたいというふうに思います。

実際的に質疑に入りたいというふうに思います。

まず、第1点がページ数12ページです。実は星野記念館の入館料減額について質疑を行います。1,000万円といえばかなりの当初と比較して減人数というふうになろうかと思いますが、これについて当初計画と今回減分、何人ぐらいあてるのかということでもまず報告していただきたいというふうに思います。といいますのが、私も常々、常に言っておりましたように、2年目以降についてはかなり減るのではなかろうかということは所管部のほうに言っておきましたので聞いておきたいというふうに思います。これが1点です。

それと歳出のほうで聞きたいと思います。今回の予算の特徴は、基本的にはいわゆる人件費の減額補正分約1億円、それと入札の減に伴う減額分、それと2次補正分と、国の2次補正分、これが今回の補正のほとんどの特徴を示しているというふうに思いますが、その中身として、まず議会費関係が、ちょっと見てください、23ページと思います。ここで約どう見ても1人以上が減額ということであります。これは当初予算の中でわからなかったのかどうなのかという点です。かつて議会事務局部分が1名ほど他で補完するということがありました。それがそのまま続いた結果なのか、それとも完全な見込み違いなのか、議会費にかかわる給料、賃金、手当、これはどこの部分かという部分が非常にわかりにくいので聞いておきたいというふうに思います。ちょっと約1,000万円です、人件費分としては、1,000万円ですからかなり太いので聞いておきたいというふうに思います。

それと、26ページを見てください。今回2次補正として備品購入と基本的にはふるさと創生基金と組まれておりますが、工事請負費もこれは2次補正分だと思っておりますが、実際的に遊具、いわゆる学校及び公園というふうにとらえておられると思うんですけど、どのぐらい行おうとするのかという点を報告をまず求めたいというふうに思います。

また備品購入、これは地デジ対応ということになるということなんですが、実際的にどこ範囲の施設で、いわゆるテレビそのものが何年ぐらい経過したのからこの買いかえなのか。そしてまた、何年以前については対応の仕方としてはチューナー対応ができるというふうにもありますけど、その基準があれば報告を求めたいというふうに思います。

次に、定額給付事業ですけど、先ほど時期については質疑がありましたが、一応対象年齢、いわゆる1万2,000円対応と2万円ですか、18歳以下と実際的には65歳以上ですか、大体

人口動態としてどういう状況なのか報告を求めたいというふうに思います。

次に、41ページを見てください。この点では児童措置費の関係で扶助費等が902万円減ですが、実際的な対象人数、今持っておられれば、もし持っておられなかったら午後以降でもいいですので人数を報告していただきたいというふうに思います。

次に、50ページ部分であります。今回鳥獣被害防止整備事業補助金と、実際的には委託として次のページ、林業総務費の中に委託料として有害鳥獣捕獲委託ということで、実際的にはいわゆる事業といいますが、捕獲数に伴い減額というふうに思われますが、実際的な状況、つかんでいる状況をまず報告をお願いしたい。例えば、大体カラス、タヌキ、イノシシというふうになると思いますが、どういうふうに考えておられるのか。今見通しといいますが、実績いいますが、その点での答弁をお願いしたいというふうに思います。

次に、53ページの漁港管理費であります。これは2次補正にかかわる部分ということで、和田漁港の導流堤整備事業ということで説明資料にありますけど、実際的にはどういう、どの程度の規模、事業を計画しておられるのか、この点でも報告を求めておきたいというふうに思います。

次に、56ページを見てください。竜崎温泉管理運営経費50万円の減額であります。この点では、平成19年6月以前の回数券分、この支払いに当たる部分というふうに認識しております。実際的に私自身今まで言ってきたのは、少なくとも指定管理が出発する前にきちっと処理しなさいということは言ってきました。結局は1回数券当たり、実際的には指定管理者のほうに差額は支払われるという格好になっております。それで、今回指定管理者のほうで補正時点で、いわゆる指定管理者のほうに現金が幾ら支払われる予定なのか聞いておきたいというふうに思います。指定管理者のほうにです。いわゆる19年6月の指定管理が始まる以前の回数券、これに基づく支払いです。これについて報告を求めておきたいというふうに思います。

次に教育委員会関係、64ページを見てください。先ほど耐震診断、小学校6と中学校4ということですが、これで小学校分は全部なくなるという状況なのかどうなのか。それで実際的には中学校4ということになると、ほかは全くないということになるかと思いますが、その部分の答弁を求めておきたいというふうに思います。

それと、図書館費について質疑を行います。今回1,934万円、69ページであります。減額補正です。これはもう全体が人件費部分ということであります。私今までもできるだけ早く補正しなさいということは言ってきましたが、図書館の運営にかかわる変更については、去年から議論されて、実際的には年度当初、いわゆる計画された部分ではなかったかというふうに思います。その点で早い時期のいわゆる図書館にかかわる1,934万円のいわゆる補正部分は早期にできたのではないか。今時点での補正が非常にわかりにくくしているというふうに思われます。ですから、何で今の時期の補正なのかということについての報告を求めておきたいというふ

うに思います。

議長（荒川 政義君） 岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） お答えをいたします。私のほうから3点ほどお答えをいたします。

まず、23ページの議会費、人件費でございますが、これは議会職員の枠の1名減でございます。給料は約500万円、職員手当が約280万円、共済費が120万円減ということになっております。

続きまして、26ページになりますが、26ページの工事請負費7,529万円の内訳でございます。これは町内の各小学校及び児童公園の遊具、これを更新するものでございます。

続きまして、備品購入費1,700万円でございますが、これは公共施設等のテレビを地デジ対応のものに更新するというものでございます。

続きまして、定額給付金でございますが、同じく28ページになります。これの対象年齢と人口動態ということでございますが、対象年齢につきましては、まず日本国籍を有する者と、外国人登録原票に登録されている者の2種類に分かれますが、日本国籍を有する者で65歳以上の対象人数でございますが、9,488名、19歳以上65歳未満、これは8,774人、18歳以下ですが、これが2,133人、合計で2万395人でございます。それと外国人登録原票に登録されている者で65歳以上が5名、19歳以上65歳未満が96人、18歳以下でございますが、これが4人、計105人、総計で2万500人でございます。

健康福祉部長（椎木 千明君） お答えいたします。41ページの児童手当の人数でございますが、被用者児童手当107人、非被用者児童手当が72人、被用者小学校6学年終了前特例給付が461人、非被用者特例給付小学校6学年終了前特例給付が282人、計922人でございます。

議長（荒川 政義君） 斉藤産業建設部長。

産業建設部長（斉藤 正明君） 広田議員さんの御質問が4点あったように思います。

第1点に12ページの商工使用料の星野哲郎記念館の入館者ということで、当初6万6,000人考えておりましたが、約半数の3万5,000人、減として3万1,000人。

それから56と52ページですが、該当する鳥獣被害と申しますか、カラス、イノシシ、タヌキ、現在の捕獲数、それから見通しですが、当初カラスについては300羽、タヌキについては1,800頭、イノシシ150頭という計画を立てておりましたが、カラスについてはほぼ現状の推移と申しますか、1月29日現在ですが233羽、約300羽に達するであろうという考えをしておりますが、タヌキの1,800が約400ぐらいになるのではなかろうかという推移を立てておりますが、約現時点では313頭、タヌキについては感染症とかいう形でかなり減少しとるんじゃないかというふうな見方です。イノシシについてはいろいろと議論されておりますが

かなりふえております。150頭が現在210頭、約300頭に近くなるんじゃないかという見通しでございます。

それから、53ページの和田の導流堤ですが、これについては導流堤という形で、岸から沖へ出す工事ですが、Aカ所について50メートルとBカ所70メートル、工事すいません。Aカ所が50メートルでBカ所が20メートルの全体で70メートルということで、約測量試験によりまして3,200万円ぐらいの事業費を考えております。

それから竜崎の件ですが、56ページの指定管理者の回数券の件で、どれぐらい支払っておるかということの御質問だったというふうに思っておりますが、19年度約1万5,840枚、782万8,000円、20年度予定ですが、550万円金額で、枚数にして1万120枚程度だろうというふうに思ってます。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 耐震診断の関係でございますが、補足説明で申し上げましたとおり、小学校が6校の8棟、中学校が4校の6棟ということでございます。これにつきましては、昭和56年以前の木造以外の建物ということ、あわせてIs値が0.3未満、あるいは0.3以上0.9未満ということに分けて計上をしてございますが、0.3未満の学校が3校の5棟、それから0.3以上0.9未満が7校の9棟ということで、トータル10校の14棟でございます。したがって、木造以外であれば、すべて耐震診断をやるということであります。

議長（荒川 政義君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） まず最初に、備品購入のテレビの基準のような御質問がございましたけれども、特に基準というのはないんですけれども、国が、今回の交付金に対する基準はないんですけれども、学校のテレビの更新の基準というのが10年以上であれば更新、10年未満はチューナー対応というような基準があるようです。ですから、今回の公共施設のテレビ等についてもそういった考え方でやりたいと思っておりますが、テレビについてそれぞれ程度がございまして、その程度に応じて10年未満であってもちょっと痛んでおるようなものは更新したいという考え方でございます。

それから、あともう1点、人件費の補正の時期の御質問がございましたけれども、確かに図書館については久賀に職員を置いて、それ以外は臨時職員の対応ということで、当初予算は対応は考えておりますけれども、そういった中で人件費については、その19年度末の職員配置を踏まえて20年度当初予算を組んでおったということでございます。それを、じゃ、もっと早く補正できたんじゃないかという御質問ですけれども、当然その後の4月1日後の人事異動に対応して、それぞれの職員配置での人件費の支払いになるわけですが、それについて、ですから図書館を減額すれば逆にほかのその異動した部署を増額するという補正も必要になってくるわけであ

りますし、通常は12月に人事院勧告等があって給与改定があれば、その時点で補正を行うわけなのですが、20年度につきましては人事院勧告での給与改定がございませんでしたので、このたび3月補正ですべての person 費の調整をさせていただいたという考え方でございます。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 1点ほど漏れがあります。小学校の遊具の関係です。これにつきましては、小学校13校、85カ所、85カ所といいますか85品目を予定しております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） まず再質問は、1点目が議会費の職員人件費、先ほど答弁を聞いておったら、そのまま部長答弁がいわゆる1名減、当然1名減なんです。それで実際的に1名減にした時点がいつなんかちゅうことが非常に不明確なんです。といいますのが、見る場合に、その配置上を見ます、職員配置上ね。それで今の体制は去年の体制と変わりません。それで実際的には運営、事務局運営はされてきたということなんです。しかし、実態的には予算上はいわゆる1人分余りです。約1,000万円です。1,000万円ならんかと思いますが、共済まで入れたら実際的には1,000万円ぐらいになると思います。本当に1人分ぐらいが実は減額という中身になっております。

ほいで別に減額することは、当然実態において補正するわけですから問題はないわけなんですけど、12月、昨年度も実は財政もしくは担当課のほうが調べていただきたいんですけど、やっぱり同じように減額しちよる。これ予算を組む段階で協議がされておれば今回の補正のような部分はなかったんじゃないかというふうに思うわけなんです。その点でいつごろほいじゃ、何人分の予算を組んじょったちゅう言い方をするのか聞いちょきたいと思います。実際的には1名減ぐらいの部分にかかわるんじゃないかというふうに思われますので、議会事務局は特に突出して太いので聞いておきたい。約1人分に当たるんじゃないかというふうに思いますので、例えば既に去年の時点で枠は決まっちゃったにもかかわらずこういう予算づけをしたんなら、それで答弁でいいですが、実際的には今答弁がされたように1名減なんです。ほいじゃ見る範囲を見たら、実際は動いてないと。だから最初にかつて1人分多く組んじょった部分がまだそれ引き継がれて予算計上したのではなかろうかという質問なんです。質疑の内容わかりますか。ぜひ再答弁をお願いしたいというふうに考えます。

それと、1回目で聞いてなかった部分で、日良居保育所、これは実際的には保育所の職員対応ということで、実際的には1名増と思われませんが、いつごろの決定があったのか、この点も時期について、日良居保育所の対応について、いつごろの対応じゃったのかということも報告を求めておきたいというふうに思われます。

それと、確かに次に、図書館費についても、これは人事にかかわる部分で、決定部分について

聞きますけど、奈良元財政課長が言われるように、予算をつくる時期については大体例年の流れですからわかります。ほいじゃ図書館費については、ちょっと思い出していただきたいし、私の記憶違いではいけないので、再度思い出していただきたいんですけど、例えば昨年9月時点で唐突に時の町長から図書館の職員の人事について投げかけられました。これは行政報告が最初だったかと思いますが、全協だったかもわかりません。その中で、いわゆる職員の張りつけ、減少をすると、大島図書館等についてはこうこう、久賀を中心にやっていくんだという報告がされました。その時点で例えば12月には退職者も出たやに思います。それで実際的には12月だったか3月末当時になったかわかりませんが、実際的には予算が、当初予算のときは当然そういう予算があることも私はやむを得ないと思いますが、その部分で早い時期の、例えば明らかに組み方の変更が出るのなら、少なくとも議会のほうに私は示したほうが議会の皆さん方も非常に、ああ、その時点でやっぱり確かに広報等を通じてやられちよるといのはわかりますが、やっぱり私たちはあくまで補正を見ながら配置を考えますから、それでましてや今までに何回お願いしても、課ごとの職員の体制はまだ報告がないんで、あわせて時期的にも今しか質問できない、質疑できないかなということで、執行部の考え方、組み方について聞いておきたい。それが新年度予算にかかわる部分を仮に踏み込む場合が発生するかもわかりませんから、若干聞いちょきたいというふうに思います。

以上です。

総務部長（岡村 春雄君） 御質問の中身で、多少新年度の当初予算に絡むかもわかりませんが、職員の配置につきましては、予算組みの関係で12月から2月ぐらいになろうかと思しますので、どうしても異動というのがまだ配置されてないのがあります。当然各課職員の4月1日以降の張りつけなんですけど、これは事業量もありますし、事業がふえる課もありますし、減るところもあります。だからそういうものも当然事業量に応じて職員の数を配置するということになりますので、予算上での人員とはどうしてもかけ離れたところがありますんで、その辺は御容赦願いたいと思います。

当初予算にちょっと絡みますけど、今回も町長の行政報告にありましたように、出張所の機能の見直しをしてます。これについては7つの出張所がありますけれども、5名の職員が臨時嘱託員ということで、5名のほうがほかの課のほうに異動することが可能となります。ただ、退職者が17名おりますので、そういうものを考えてもらう。また1名採用者がおります。現時点では8名が減ということでの職員の配置をしなきゃいけないような今検討をしております。ただ、それは2月の中旬ぐらいの時点でございまして、まだ退職者が出る予想もされておりますので、その辺の張りつけができておりません。

そういうことなんですけど、ただ先ほど広田議員さんがおっしゃいました議会事務局につきまし

ては、合併時のときに災害等がありまして、そのまま応援ということで席だけ置いてという
ことがありました。19年度もそういう状況だったのではないかと思います。それでそのまま
異動がなくてもそのままの職員数の給料が組まれていたのではないかと思います。その辺はまた
全般的なものとは違っていて、ちょっと考慮が足らなかったというふうには思っていますので、よく
検討したいと思います。

議長（荒川 政義君） 椎木健康福祉部長。

健康福祉部長（椎木 千明君） 日良居保育所の職員の配置時期でございますが、平成20年
4月1日でございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 最初に言いましたように、今回の補正は職員人件費にかかわる減
額と、工事費の入札減、それと2次補正に係る部分が、この3点でほとんど補正の骨組みができ
ております。それと先ほど財政が言われたように、今回人事院勧告の実施、いわゆる勧告がなか
ったということで、実際的に今回したと、勧告があったら12月議会に出る予定だろうという言
い方がされました。ほいでというのが、確かにその年度年度の予算の組み方ですから、それは行政
側がやられて、それでありまして。ですから、当初予算においては当然きちっと決まったものじゃ
ない。その年度にかかわる部分ですから、張りつけは変わるから、その分の補正は当然私のほう
の立場からすれば、できるだけ早くされたほうがいいのではないかとこの考え方なんですけど、
それは執行部と見解が違うかもわかりません。

ただ、図書館等について、今回1,900万円のところで減額補正をするならば、少なくとも町
はずっと1年間財政はまだ厳しいんですよという言い方をしましたよね。町長、副町長時代もそ
ういうふうに認識されましたよね、発言もされました。それで、だったら例えばそれは完全なマ
イナス、例えば図書館のように減員になる。他の課に若干ふえるかもわからんが、減員部分が大き
いわけなんです。ならば一般財源として一定程度住民のための補正が組めるのではないかとこのこ
とが昨年も一昨年も議論してきた内容なんです。

図書館費については、例えば昨年ですね、行政報告、そして12月には既に私も一般質問しち
よと思います。中でもうあきらかに、この方向でいくんかちゅうことは決まったわけですよ。な
らば予算のときは、当初予算のときはそれでもしょうがないと思うんです。しかし、できるだ
け早い時期に補正をしかえれば、実際的には住民のための財源となり得る可能性があるのではな
いかということなんです。

実際的には今回1億円ですよ、約。ちょっと今資料を持ってきてないですが、私が計算した中
でも、今回給与、手当、共済、これで約1億円の減額補正になるんじゃないかと思うんです。いう
ことになれば、実際的には少しでも早くという格好で議会の側としては要求して、それで住民の

ために使えるようにというのは私は当然の立場ではないかというふうに考えておるんです。

ですから、時期については早く、いわゆる当初予算、今の議会費についてはまたきちっと見直すということを言われましたから、図書館費についても実際的にはそういう範疇に入るのではないのでしょうかということで聞いておきたいというふうに思います。実際的には、私はやっぱり補正予算のあり方としても、私は町長考えるべきじゃないかなというふうに思いますので、町長の見解聞いておきます。

財政課長（奈良元正昭君） 当初予算等、補正時期の関係等々もございます。人件費につきましては、ですから先ほどから何回も申し上げておりますとおり、人事異動等々の関係の補正が主、それと早期退職等々の関係、そういったことの今回でも議員さんおっしゃるように約1億円とおっしゃいましたが、一般会計で約8,400万円ばかりと私もとらえておりますが、今回減額補正となっております。ですから、そういったことが住民サービスに提供できるような財源であるんじゃないかということでございますけれども、確かにそういった見方もあるかもしれませんが、それは早期退職がこのたびあったからこういった減額補正になっておるわけですが、ですから、当初予算書に給与費明細書ということで、各会計の職員数を総額をお示しして御議決をいただいて予算を人件費として執行しとるわけですから、そういったことが人事異動等々での補正ということになっておるわけですから、図書館費について職員が減になってるから、これは当然住民サービスの財源じゃないかというふうな御議論ですが、それは見方が私どもとしたら違うというふうに思っております。

午前11時48分休憩

午後1時00分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6．議案第13号

日程第7．議案第14号

日程第8．議案第15号

日程第9．議案第16号

日程第10．議案第17号

日程第11．議案第18号

日程第12．議案第19号

日程第13．議案第20号

日程第14．議案第21号

議長（荒川 政義君） 日程第6、議案第13号平成20年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から日程第14、議案第21号平成20年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）までの9議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木健康福祉部長。

健康福祉部長（椎木 千明君） それでは、議案第13号平成20年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして補足説明を行います。

予算書の75ページをお願いいたします。本文で既定の歳入歳出予算の総額に3,216万円を追加し、総額を33億7,900万6,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書で説明をいたします。歳入から御説明いたします。

81ページをお願いします。3款の国庫支出金では、1項の国庫負担金1目療養給付費負担金は、変更申請により一般分が1,522万円、後期高齢者支援分が227万9,000円の減額、2目の高額医療費共同事業負担金は決定により13万3,000円の増額、3目の特定健康診査等負担金は申請額確定により73万9,000円を減額いたします。

6款の県支出金は、1項県負担金1目高額医療費共同事業負担金の確定により13万3,000円の増額、2目特定健康診査等負担金は、確定により73万9,000円の減額、2項県補助金1目財政調整交付金は決算見込みにより3,159万7,000円を増額いたします。

82ページ、7款共同事業交付金1項共同事業交付金1目高額医療費共同事業交付金は、決定により2,155万3,000円の減額、2目保険財政共同安定化事業交付金も決定により1,233万7,000円を減額します。

8款の財産収入1項財産収入運用収入1目利子及び配当金は、国民健康保険基金利子の増により16万円を増額しております。

9款繰入金1項他会計繰入金は1目一般会計繰入金でございまして、保険基盤安定事業保険税軽減分でございますが、決定によりまして1,310万2,000円の増額、保険基盤安定事業保険者支援分ですが、決定により233万3,000円の減額となり、職員給与費等繰入金は職員の異動及び特定保健指導の開始により223万5,000円の増額でございます。2項基金繰入金1目国民健康保険基金繰入金は、歳入の国の普通調整交付金、特別調整交付金が未確定であり、歳出の医療費も3カ月分が未確定であるため財源調整として4,000万円を計上しております。

次に、歳出であります。事項別明細書の85ページをお願いします。1款の総務費は職員の異動に伴う職員人件費として676万1,000円を減額しております。2款の保険給付費1項療養諸費は財源調整であります。

86ページ、2項高額療養費は決算見込みにより1,000万円を増額しております。3款の後期高齢者支援金等は財源調整であります。7款共同事業拠出金では、高額医療費拠出金の決定

により14万6,000円の増額となり、保険財政共同安定化事業拠出金も決定により13万2万4,000円の増額をしております。

87ページ、8款保健事業費の1項特定健康診査等事業費404万円の増額では、職員の異動に伴う職員人件費904万円の増額、健診の経費の減額及び若年の受診者数が見込みより少ない等により、特定健康診査事業費を500万円減額しております。

88ページ、2項保健事業費は1,548万円の減額でございます、人件費の減額であります。

89ページ、9款基金積立金は、国民健康保険基金の利子の増額により16万円を増額しております。11款繰出金では、公営企業局企業会計繰出金として東和病院の生体情報モニター、麻酔器の購入等にかかる経費に対しまして873万1,000円を増額しております。これは歳入としては特別調整交付金で交付されますので、いわゆるトンネル分となります。

12款予備費としまして3,000万円を計上しております。これは医療費の未支出が3カ月分あり、今冬はインフルエンザ等も流行してたこと等を考慮して計上をしております。

以上で、平成20年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の補足説明を終わります。

次に、議案第14号平成20年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)につきまして補足説明を行います。

本文で既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,539万2,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ4億3,827万6,000円とするものです。

それでは、事項別明細書で説明します。97ページをお願いします。歳入であります。1款の後期高齢者保険料1項後期高齢者医療保険料は、基準総所得金額の変動及び被扶養者特例、軽減額の見直し、特別徴収からの変更等により、1目特別徴収保険料は1億652万3,000円の減額、2目普通徴収保険料は4,443万2,000円の増額、合計6,209万1,000円の減額となっております。

2款使用料及び手数料1項手数料は、軽減見直し等により自動的に普通徴収に変更された方等納付書による納付を理解されていない場合もあり、今年度は督促手数料を徴収しないこととし1,000円を減額しております。

3款繰入金1項一般会計繰入金1目事務費繰入金は、職員の異動に伴う職員人件費の増、広域連合へ納付する事務費の減により906万円の増額としております。2目保険基盤安定繰入金は確定によりまして236万円減額しております。

次に、事項別明細書の99ページをお願いいたします。歳出であります。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、職員の異動による職員人件費の増で982万2,000円の増額であ

ります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 項後期高齢者医療広域連合納付金 6,521 万 4,000 円の減額は、事務費等負担金分が 76 万 3,000 円の減額、保険基盤安定負担金として 236 万円の減額、後期高齢者医療保険料 6,209 万 1,000 円の減額であります。

以上で、平成 20 年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の補足説明を終わります。

次に、議案第 15 号平成 20 年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして補足説明を行います。

今回の補正の主なものは、歳入歳出ともに実績見込みによる減額補正でございます。

予算書 101 ページをお願いします。本文で、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 7,041 万 1,000 円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 5 億 7,000 万円とするものです。

事項別明細書で説明します。事項別明細書の 107 ページをお願いします。歳入であります。1 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金 1 目医療費交付金では、実績見込みにより 3,464 万 5,000 円減額しております。2 目審査支払手数料交付金も実績見込みにより 112 万 3,000 円を減額しております。

2 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目医療費負担金も実績見込みにより 2,309 万 5,000 円の減額であります。

3 款県支出金 1 項県負担金 1 目県負担金も実績見込みにより 577 万 4,000 円を減額しております。

108 ページ、4 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金も実績見込みにより 577 万 4,000 円を減額しております。

次に、事項別明細書の 109 ページをお願いいたします。歳出であります。1 款医療諸費 1 項医療諸費 1 目医療給付費は、実績見込みにより 6,928 万 8,000 円減額しております。3 目審査支払手数料も実績見込みにより 112 万 3,000 円を減額しております。

以上で、平成 20 年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算（第 2 号）の補足説明を終わります。

次に、予算書の 111 ページをお願いします。議案第 16 号平成 20 年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、補足説明を行います。

それでは本文で、既定の歳入歳出予算の総額から 4,320 万 5,000 円を減額し、総額を 29 億 9,933 万 2,000 円とするものであります。

事項別明細書の 117 ページをお願いします。歳入から御説明いたします。1 款の保険料では

450万5,000円を減額いたします。調定額によりまして、現年度分特別徴収保険料を790万9,000円の減額、現年度分普通徴収保険料340万4,000円増額いたします。

2款の使用料及び手数料は省略いたします。

3款の国庫支出金1項の国庫負担金では、介護給付費の推計による居宅分25%、施設分20%の介護給付費負担金1,726万8,000円の減額であります。

118ページ、2項の国庫補助金では、509万4,000円を増額いたします。1目調整交付金を980万5,000円、2目地域支援事業交付金を325万円、それぞれ実績見込みにより減額します。3目介護従事者処遇改善臨時特例交付金は、介護従事者の処遇改善のために行われる介護報酬改定に伴う、平成21年度から23年度までの第4期介護保険事業計画期間の介護保険料の上昇分を抑制するために必要な経費として1,816万9,000円を新たに計上いたします。

4款の支払基金交付金では、社会保険診療報酬支払基金からの交付見込みにより2,904万5,000円を減額いたします。

119ページ、5款の県支出金1項の県負担金では、介護給付費の推計による居宅分12.5%、施設分17.5%の介護給付費負担金942万6,000円の減額であります。2項の県補助金では、地域支援事業の実績見込みにより162万5,000円の減額であります。

6款の財産収入は、介護給付費準備基金の利子28万2,000円の増額であります。

120ページ、7款の繰入金では、1,354万9,000円を増額いたします。1項の他会計繰入金では、介護給付費繰入金で1,026万7,000円、地域支援事業繰入金で162万5,000円の減額、その他一般会計繰入金は、職員の異動に伴う職員人件費等3,318万3,000円を増額いたします。2項の基金繰入金では、給付費の見込みにより、介護給付費準備基金繰入金を774万2,000円減額いたします。

9款の諸収入は、通所型介護予防事業の利用者の減で23万6,000円を減額いたします。

次に、歳出について説明をいたします。121ページ、1款の総務費1項総務管理費では、介護保険課に平成20年4月から新たに介護予防班の設置及び職員の異動に伴う人件費2,814万6,000円の増額、2項の徴収費57万2,000円は郵送料の減額。

122ページの3項の介護認定審査会費379万4,000円の減額は、介護認定審査会開催日数や主治医意見書作成件数の減少などによるものでございます。

2款の保険給付費1項のサービス諸費では、実績見込みにより8,050万円を減額いたします。1目介護サービス等給付費で7,009万5,000円、123ページの2目介護予防サービス等給付費で1,040万5,000円の減額であります。

124ページ、2項のその他諸費は省略いたします。3項の高額サービス費では353万

3,000円を減額いたします。4項の特定入所者サービス費は、実績見込みにより200万6,000円の増額であります。

125ページ、4款の基金積立金は、1,845万1,000円を増額いたします。1目基金積立金は介護給付費準備基金の利子28万2,000円の増額であります。2目介護従事者処遇改善臨時特例基金は、歳入でも説明しましたが介護従事者の処遇改善のために行われる介護報酬改定に伴う必要経費として1,816万9,000円を計上いたします。

5款の地域支援事業1項の介護予防事業は、生活機能評価の受診者数の減及び介護予防事業利用者の減により322万1,000円の減額、2項の包括支援事業、任意事業は実績見込み127万6,000円の増額であります。包括的支援事業、任意事業は実績見込みにより86万5,000円の減額、地域包括支援センター運営事業は、職員の異動に伴う職員人件費214万1,000円の増額でございます。

128ページ、6款の介護予防支援事業は、ケアプラン作成件数の減により136万3,000円を減額いたします。

以上で、平成20年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の補足説明を終わります。

私からは以上でございます。

議長(荒川 政義君) 村田環境生活部長。

環境生活部長(村田 章文君) それでは、私からは議案第17号から議案第20号まで、環境生活部所管の各特別会計についての補正予算の補足説明をさせていただきます。

補正予算つづりの129ページをお願いいたします。

まず、議案第17号平成20年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算から830万8,000円を減額し、予算の総額を11億4,333万2,000円とするものであります。

135ページをお願いいたします。歳入につきましては、1款分担金及び負担金は50万3,000円の減額、2款使用料及び手数料1項使用料1目給水使用料につきましては、本年度4月より現時点までの状況を踏まえ825万8,000円の減額計上でございます。また、2項手数料につきましては、27万円の追加計上でございます。

3款繰入金につきましては、一般会計から18万3,000円を繰り入れての財源調整でございます。

137ページになりますが、歳出の1款簡易水道費1項事務費1目総務費については人件費の調整及び消費税156万5,000円の減額であります。2項の事業費については、委託業務の

精算見込みにより90万円の減額でございます。

次に、議案第18号平成20年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

139ページになります。今回の補正は第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から1,108万6,000円を減額し、予算の総額を5億859万円とするものでございます。

147ページをお願いいたします。歳入につきましては、1款分担金及び負担金1項分担金は、前納者の増により185万5,000円の追加計上でございます。

2款使用料及び手数料1項使用料については、本年度4月より現時点までの状況を踏まえ40万5,000円の減額計上をいたしたところでございます。また、一般会計からの繰入金を1,073万6,000円減額し、財源調整を行ったところでございます。

6款町債につきましては、下水道事業債、過疎対策事業債、それぞれ90万円の減額計上でございます。

次、149ページから歳出になりますが、1款公共下水費1項事務費につきましては人件費の調整でございます。2項事業費1目維持管理費につきましては、歳入で御説明いたしました負担金の前納に伴う報奨金32万8,000円の追加計上、光熱水費につきましては、電気料金改定による不足見込み額500万円の追加計上、委託料については、精算見込みにより183万9,000円の減額でございます。

150ページの2目公共下水道事業費については、事業支弁に伴う人件費の調整がその主なものでございます。

次に、議案第19号平成20年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

ページ153ページになります。今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から3,723万3,000円を減額し、予算の総額を3億5,895万7,000円とするものでございます。

161ページをお願いいたします。歳入についてであります。2款使用料及び手数料1項使用料については、本年度4月より現時点までの状況を踏まえ214万5,000円の追加計上をいたしました。

3款県支出金につきましては、今年度事業費の減額に伴い1,441万円の減額でございます。

4款繰入金につきましては、446万8,000円減額での財源調整でございます。

6款町債については、事業費の減に伴い下水道事業債1,020万円、過疎対策事業債1,030万円のそれぞれ減額でございます。

163ページをお願いいたします。歳出についてであります。1款農業集落排水費1項総務

管理費については、人件費の調整であります。2項事業費1目維持管理費については、光熱水費において電気料金の改定による不足見込み額60万円の追加計上、委託料については精算見込みにより293万6,000円の減額でございます。2目農業集落排水事業費については、人件費の調整及び秋地区の事業費調整でございます。

次に、議案第20号平成20年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

167ページをお願いいたします。今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から372万円を減額し、予算の総額を4,127万3,000円とするものであります。

175ページをお願いいたします。歳入につきましては、1款分担金及び負担金1項分担金は1件の7万8,000円を。また、2款使用料及び手数料1項使用料については、本年度4月より現時点までの状況を踏まえ6万2,000円を追加計上いたしました。

4款繰入金につきましては、6万6,000円を減額しての財源調整であります。

5款町債については、事業費の確定により下水道事業債、辺地対策事業債それぞれ160万円の減額であります。

177ページの歳出についてであります。1款漁業集落排水費1項事業費1目維持管理費については、精算見込みにより委託料52万5,000円の減額、2目漁業集落排水事業費については、事業費確定による工事請負費320万円の減額でございます。

以上、議案第17号から議案第20号までについての補足説明とさせていただきます。

議長(荒川 政義君) 岡村総務部長。

総務部長(岡村 春雄君) それでは、議案第21号平成20年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、補足説明をいたします。

補正予算書の179ページをお願いいたします。第1条におきまして、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ1億1,190万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億9,251万円とするものであります。

その概要につきまして、事項別明細書185ページをお開き願います。歳入の1款使用料及び手数料につきましては、各航路の使用料等について精算見込みにより減額しております。

4款繰入金は、一般会計からの繰入金を1億1,246万4,000円追加するものであります。このうち9,200万円は国の第2次補正による地域活性化生活対策臨時交付金であります。

187ページをお願いいたします。歳出の1款事業費1項事務費は、人件費の調整であります。2項事業費1目前島航路運航費は人件費の調整であります。2目情島航路運航費は3,555万円の追加計上であります。老朽化したせと丸を新造するための管理業務委託料及び工事請負費の

計上によるものであります。

188ページの3目浮島航路運航費は職員人件費の調整と日良居丸を新造するための設計管理業務委託料、工事請負費の計上により7,612万6,000円の追加計上となっております。

以上が議案第21号平成20年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第3号)についての概要でございます。何とぞ慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ補足説明を終わります。

議長(荒川 政義君) 村田環境生活部長。

環境生活部長(村田 章文君) 大変失礼いたしました。補正予算つづりのほうを申しわけございませんが、私の説明の中で金額の違ってる箇所が2カ所ございました。ちょっと訂正させていただきます。

まず、公共下水道事業費についての光熱水費について500万円の減額と申し上げましたのは50万円でございます。光熱水費は500万円、電気料金 失礼。電気料金の改定の場合は増額部分を500万円と申し上げましたが、これは50万円でございます。

漁業集落排水事業費につきまして、一般会計からの繰入金について私が6万6,000円と申し上げたと思いますが、減額は66万円でございます。

この2点、この補正予算つづりのほうは間違いございません。私の説明が間違っておりましたので訂正させていただきます。どうも失礼いたしました。

議長(荒川 政義君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第13号平成20年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)、質疑はありますか。広田議員。

議員(8番 広田 清晴君) 今回財源についても見解の相違でいえばそのままなんですが、今回基金対応するというに至った基本的考え方を聞いておきたい、一つはですね。

それぞれ執行部の認識と私ども当然違うわけなんですが、ここの国保基金においては基本的には一定の基金を保有しないと、すぐ国保税の引き上げにつながっていくということで私は危惧しておる立場なんです。その中で執行部の考え方はある意味では実際的には基金を先に取り崩して、それを運用してということが常々言われておりますが、実際的な考え方について、執行部の考え方について、基金のあり方について聞いておきたい。今回4,000万円取り崩しという格好になっておるかと思しますので若干聞いておきたいというふうに思います。

議長(荒川 政義君) 椎木健康福祉部長。

健康福祉部長(椎木 千明君) 国民健康保険基金繰入金の4,000万円でございますが、この理由でございますけど、国の普通調整交付金、または特別調整交付金が未確定ということと、もう一つは歳入のほうでございますが、医療費につきまして2カ月おくれということございま

すので、3カ月分が未確定であるために、なかなか保険給付というのは1,000万円、2,000万円単位の医療費がすぐ動くわけでございますので、そのため財源調整として計上をさせていただきます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 私最近ここへ国保運営審議会、いつ審議がされて、それで実際にその資料のもとになるいわゆる中身がなかなかわからないということでもありますからあえて基金のあり方について聞きました。いいのですが、18年当時ですか、一気に国民健康保険税が引き上げられました。そういうときにやっぱりベースになるのが国保としての財産ベース、財産と申しますか、それをもとに国保審議会に示されて実際的にはそれが状況で値上げにつながったという私は感覚があります。ですから、一定程度国保基金のほうで一定積み立てて残高を保有しておいて、実際的には国保運営審議会のほうに示されんと、実際的には内情がわかりにくい部分があるのではないかという点から基金のあり方について聞きました。

それでもう一つは、今回歳出のほうで減額、特定健康診断事業費の中で実際的に減額部分が多いのが、確かに人件費部分ということになっておりますが、委託料の中の健診料等が大体今回361万円余り減額ということになっております。その点について、各健診ごと報告を、いわゆる当初見込みと実際的な補正対応でどのくらい違いがあったかということで報告を求めたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木健康福祉部長。

健康福祉部長（椎木 千明君） お答えいたします。委託料の361万円の減額要因でございますが、まず、特定健診に当初1,400人見込んでおりました。それが2月の末までの健診期間でございますが、まだ2月分につきましてはその報告が来ておりませんのではっきりした数字は確定しておりませんが950人、450人の減額を見込んでおります。当初は20%の健診率を見込んでおりましたが、この950人で16.8%を見込んでおります。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第14号平成20年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 1つは、特徴と普通徴収の状況について、これは人数でいいですので報告を求めておきたいというふうに思います。

また、内容についても、今国会においてもまだどういふふうな見直しがされるかわからないという状況ですが、あわせて状況がわかる範囲で答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木健康福祉部長。

健康福祉部長（椎木 千明君） 特徴が減額になりまして、普通徴収が増額になってるということでございますが、まず、被保険者数の推移を申し上げますと、平成19年の11月時点、これは予算の編成当時のことですが、後期高齢者広域連合からの資料といたしまして6,365人、これが予算計上をしております。そして7月の当初賦課時点でございますが5,956人、当初特徴が賦課時点で5,311人、普通徴収が645人というふうなことでございます。そして軽減措置によりまして、特別徴収から普通徴収に変わったということがありまして、これは8.5割軽減でございますが、3,110人が年金から徴収しなくなったということでございます。そして所得割が5割軽減、これが580人、そしてもう一つ今回申し出により特徴から普通徴収にできるという規定が新たに設けられましたが、それによる人数が121人でございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第15号平成20年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） この点でも前期高齢者部分について、前期高齢者という言い方でいいのかわかりませんが、実際的な加入人数、報告を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木健康福祉部長。

健康福祉部長（椎木 千明君） 老人保健事業につきましては、平成19年度末で制度として終わっておりますので、前期高齢者の人数の把握というのはつかみかねております。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第16号平成20年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 介護保険関係での特徴は、後ほど条例をまたきちっと設置が議案として出てくると思うんですが、この考え方として、先ほど説明を聞いておると、3年間で介護利用料の大幅アップを抑えるために国が補助するものであると。それを基金でとりあえず積み立てて、それを従事者のいわゆる待遇改善にするんだということであります。しかし、中身的に私は介護従事者の3%から4%余りの介護改善につながるということになるのが国の方向ではないかというふうには思いますが、今回のこれでやると本当に実入り部分として従事者の改善に当たるのか。例えば逆にソフト等にいくということになれば、実際的のつながり、いわゆる介護を取

り扱う施設並びに実際的な従事者のプラス部分にならないのではないかとという危惧はしとるんですが、その点ではどのように考えておられるのか聞いておきたい。これはまだ基金が提案されていないので、補正の段階での質疑ということでもよろしいかと思ます。

議長（荒川 政義君） 椎木健康福祉部長。

健康福祉部長（椎木 千明君） ただいま議員さんが言われましたように、基金につきましてはまだ議案として上程されておりませんが、一応今回の介護従事者の処遇改善臨時特例交付金、これにつきましては介護従事者の処遇改善のために行われる介護報酬改定、これは3%でございますけど、平成21年度から23年度までの第4期介護保険事業計画期間の介護保険料の上昇分を抑制するために必要な経費として国のほうから交付をされるというものでございます。

介護従事者の処遇改善3%の国からは要するに半額が交付をされるわけでございますが、その金額は予算に計上してあるとおり、その事務費部分を含めて1,816万9,000円でございますけど、報酬に対する3%につきましては1,629万3,000円を計上しております。

この3%の介護報酬の改定で約年間110円介護保険料が上昇します。その介護保険料のうち、平成21年度は国は全額1,091万円でございますが、22年度は538万2,000円を交付をいたしまして、3年間で基金の取り崩しをしていくということしております。

介護報酬改定による給付費の影響額でございますけど、2億2,056万1,000円、3年間でございますけど、その金額が給付費として3%分が上がってくるということになりまして、その1号被保険者の保険料率、これは20%でございますので、そうしますと4,412万2,000円になるわけでございますが、その50%といいますと2,205万6,000円になります。

今回特例給付交付金につきましては1,629万3,000円でございますので、その差額が576万3,000円あるわけでございますけど、周防大島町におきまして調整交付金、これは国から出るお金でございますけど、本来のところは5%でございますけど、周防大島町は収入の低い階層の方が多い、または後期高齢者の介護給付費を使っている後期高齢者の方が多いということから、10.36%にかさ上げをされておりますので、特例交付金は本来5割ですので2,205万6,000円から1,629万3,000円を差し引いた576万3,000円が調整交付金として増額をされておりますので、その全く同じ金額が保険料としても安くなっているということから、当然今回の交付金につきましては被保険者に対する保険料は軽減をされてるということに考えております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 介護保険についても国が3年ごとの法律見直しということで非常にわかりにくい内容になっております。それで私たち聞くほうもわかりにくいという状況があり

ます。しかし、やっぱりその年度、いわゆる3カ年ごとに見直す後の補償とかいう格好もいろいろ議論があるところですから、あえて質問はしませんが、前回の国の改定で予防とサービス給付ということで、そういう介護予防に力を入れるんだとかいう言い方で、実際的には目が項になります。そういう格好の中で今回当初と大きく違う部分が実際的には介護サービスの給付費の中の居宅介護サービスがかなり落ちております。4,100万円ぐらい落ちてると思うんです。それで実際的にサービスメニューが報告できればぜひ報告しちよっていただきたい。それぞれメニューがありますね。その報告ができればお願いしたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木健康福祉部長。

健康福祉部長（椎木 千明君） 介護予防サービスの給付費のメニューでございますが、居宅支援サービス給付費、介護予防サービス給付費、地域密着型介護予防サービス給付費、居宅支援単品サービス給付費、介護予防単品サービス給付費、居宅支援サービス計画給付費、介護予防サービス計画給付費の7品目でございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 私の質問の仕方も難があるかもわかりませんが、実際的に今回3年前の法律改正に基づき、例えば介護サービス給付費と介護予防サービス等給付費、予防ですよ、それぞれ今説明されたような地域支援そのほかあるかというふうに思いますが、私が今質問しているのは、介護サービス等諸費の中で、これ7,000万円ですよ。そのうち居宅介護サービス給付費が4,100万円余り落ちているので、当初のメニューと補正の時点でのメニューは当然中身が、メニュー数ごとにそれぞれ違うんじゃないでしょうかという質問なんです。ですから、その点でそれぞれ4,100万円の内訳的な部分、これ当然あると思うんです。なかったら後から資料提出していただければよろしいかと思いますが、ぜひその点を聞きよるわけなんです。

議長（荒川 政義君） 椎木健康福祉部長。

健康福祉部長（椎木 千明君） 資料を持ち合わせておりませんので、後ほど御提示させていただきますと思います。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

議案第17号平成20年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第18号平成20年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)、質疑はありますか。広田議員。

議員(8番 広田 清晴君) この点でも1点ほど質疑をしちよきたいというふうに思います。といいますのが、一般会計それぞれ各会計とも今回、本来なら入札残が基本的には歳出減につながっちゃうというふうに思いますが、実際の今度、今年度はここにいかかわってはトータルで3件か4件、既に入札実施がされておるというふうに思いますが、この入札残に伴う実際的な工事費部分の減、これは補正の対象にはならなかったんかどうなのか聞いちよきたいというふうに思います。

議長(荒川 政義君) 村田環境生活部長。

環境生活部長(村田 章文君) 今回の補正につきましては、その入札減の工事費につきましては当然下水道事業、せんだってもし臨時議会で変更契約を御議決いただいたところですが、そういった形でトータル的に全体として入札減をもとにした補正ということではございません。

議長(荒川 政義君) 広田議員。

議員(8番 広田 清晴君) うがった質疑になったらいけんと思いますが、実際的には今回の補正のあり方をずっと見てますと、それぞれ事業量の確定とか、入札残による代替工事費の決定、これが大体ずっと流れでしたよね。それで今回下水事業というのは安下庄地区の庄地区になりますか、それと安下庄栄地区と言ってえんですかね、住宅からのつぎ込み等が基本的には事業になるんじゃないか。これは思い違いがあつたら後で訂正してほしいんですが、実際そういうところで工事が今年度分は確かに遅かったけど、工事費が確定したという中で、実際的には旧町によってはどんどん残分を入れていったちゅう経緯もあるかもわかりません、旧橋町ね。実際的には議会との関係でいえば、やっぱり補正をきちっと出して改めてやるというほうが私は筋じゃないか。仮に入札減をそのまままた起こしていくと、契約に使っていくということになると、それは執行部は都合の悪い部分あるかもわかりませんが、基本的にはやられたほうが議会との関係ではよろしいのではないかとこのように思いますが、その点での認識をちょっと聞いちよきたいと思います。

議長(荒川 政義君) 村田環境生活部長。

環境生活部長(村田 章文君) 先ほどちょっと申し上げましたが、今回の公共下水道事業にかかわる平成20年度予算執行分につきましては、今回先ほど私が補足説明で申し上げましたとおり、事業費分については、要するに入札云々、要するに工事費本体でございますが、このことにつきましては、せんだっての700万円からの増額を工事の推進工法の変更ということで増額が必要となりました。したがって、当然国の補助事業による内示をいただいておりますが、その事業費につきましてすべてこの、要するに当初よりも要するに事業費、内容の変更と申します

か、事業費、推進工法の350から450に径が変わったり、延長がふえたり、夜間工事の延長区間がふえたりということで、せんだっての臨時議会で御説明申し上げましたとおりの内容で700万円強の入札減等についてはそういったことに対応させていただいておるという状況でございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第19号平成20年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第20号平成20年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第21号平成20年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はありませんか。広田君。

議員（8番 広田 清晴君） 今回2次補正でそれぞれ情島航路と浮島航路が新造船ということなんでしょうが、新造船の規模といたらおかしいんですが、どういう内容のものをしようとするのか。大きくするというポーズがありますが、実際的にはある程度何人乗りで何メートル、フィートというんですか、いう格好で既に計画されていると思いますのでお願いしたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） まず、情島航路でございますが、管理業務と委託料でございますが、委託料の管理業務と工事請負費を計上いたしております。これにつきましては、設計委託ができておりますので、概略をお示しいたします。

せと丸でございますが、総トン数が4.9トン、これ旧船と一緒にございます。船室につきましてはFRP、全長につきましては、旧船が10.21メートルでございましたが、少し1メートル30センチばかり長くなりまして全長が11.50メートルとなります。旅客定員でございますが、旧船では23名でございましたが、25名でございます。

それと188ページ、浮島でございますが、これにつきましては日良居丸の新船でございますが、まだこれ設計ができておりませんので今から設計ということになります、19.0トンで

ございます。これも設計委託、管理業務、工事請負費を計上させていただいております。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第13号平成20年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から議案第21号平成20年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）までの質疑を終結します。

討論、採決は、会期中の次の本会議といたします。

暫時休憩します。2時5分まで。

午後1時55分休憩

.....
午後2時05分再開

議長（荒川 政義君） 引き続き会議を開きます。

日程第15・議案第22号

議長（荒川 政義君） 日程第15、議案第22号平成20年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第4号）を上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。河村企業管理者職務代理。

公営企業管理者職務代理者（河村 常和君） それでは、議案第22号平成20年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第4号）の補足説明を申し上げます。

お手元の平成20年度周防大島町公営企業局補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思っております。第2条の業務量、第3条の収益的収入及び支出につきましては、12月末までの実績に基づきまして算出し、収入合計で42億9,193万4,000円、支出合計で42億8,754万1,000円を見込んでおります。

次に、2ページをお願いいたします。第4条の資本的収入及び支出でございますが、入札減や大島病院移転新築の年割の変更に伴いまして減額補正しております。第5条の継続費、第6条の企業債につきましては、第4条で御説明申し上げましたが、入札減の支出額の確定に基づきまして補正しております。

次に、4ページをお願いいたします。第7条の議会の議決を経なければ流用することができない経費でございますが、給与費は職員の退職、採用や育児休業取得に伴いまして減額補正しております。第8条の他会計からの補助金でございますが、交付税額の確定に伴いまして補正しております。附属資料といたしまして5ページ以降に補正予算に関する説明書を添付してございます。

なお、当年度純利益は22ページの平成20年度周防大島町公営企業局事業予定貸借対照表のとおり4,509万5,000円の赤字を見込んでおります。

以上が、平成20年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第4号)の内容でございます。どうか御審議いただき、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げまして、補足説明を終わらせていただきます。

議長(荒川 政義君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員(8番 広田 清晴君) ページ数で言いますと4ページになりますが、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費を次のとおりするというので、まず町立東和病院です。かなりの減額ということであり、大島病院については366万9,000円の増ということでもあります。それぞれ理由があると思います。例えば大幅減額については、医師及び看護師の数の変更、大島病院について医師及び、医師まで入りますかわかりませんが看護師等の待遇改善というふうな部分が入ろうかというふうに思いますが、報告を求めたい。中身を求めたいというふうに思います。

議長(荒川 政義君) 藤田公営企業局総務課長。

公営企業局総務課長(藤田 隆宏君) 給与費の増減でございますけれど、まず東和病院のほうでは7名減ということで、その金額が減っております。橘病院につきましては異動はございませんけれど、沼先生の退職に伴ったものでございます。大島病院につきましては1名増でございますが、育児休業等で給与が支給されませんのでその分が減っております。あとやすらぎ苑につきましては石原先生が来たことに伴う増減でございます。さざなみ苑につきましては育児休業が給料の減でございます。

以上のようなかたちです。

議長(荒川 政義君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(荒川 政義君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は、会期中の次の本会議といたします。

日程第16・議案第23号

議長(荒川 政義君) 日程第16、議案第23号周防大島町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村総務部長。

総務部長(岡村 春雄君) それでは、議案第23号周防大島町介護従事者処遇改善臨時特例基

金条例の制定について補足説明をいたします。

本案は、介護従事者の処遇改善のために行われる介護報酬の改定に伴い、介護保険料の急激な上昇を抑制するための経費として交付される介護従事者処遇改善臨時交付金を平成20年度において受け入れ、当該交付金を適正に管理、運営するために基金条例を制定するものであります。

条文の内容は、第1条におきまして、介護報酬改定に伴う第1号被保険者保険料の急激な上昇を抑制する経費に充てるため、周防大島町介護従事者処遇改善臨時特例基金を設置する旨を規定しております。また、第2条では基金の額、第3条では管理、第4条では運用益の処理、第5条では繰替運用、第6条では処分についてそれぞれ規定しております。受け入れ額は介護報酬改定による平成21年度の保険料上昇分の全額と平成22年度分の上昇分の半額及びその他広報啓発費用であります。

附則におきまして、この条文は交付の日から施行することとし、条文の執行は平成24年3月31日限り、その効力を失うとしております。

以上で説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） これは民生常任委員会のほうに付託ということではありますが、実際に本会議で聞いておきたいのは、実はこの国の方向性としては、あくまで3カ年の基金ですよ。その3カ年の間で処理できなかった部分は国庫に返納という取り扱いになるようになっておりますが、これではその後の例えば3年見直しがずっと続いていくわけでしょう。そうすると上がった部分については、結局はまた3年後にまた引き上げという形にならざるを得んのではないかと。それよりは、これは国のあれですから実際的にはそういう基金の性格であるなら一時的なものではないかというふうに思いますが、その点で答弁を求めておきたいというふうに思います。

それと、実際的に待遇改善、そこで実際的にシステム課にも支出するということになれば、実際的に待遇改善部分が膨らんでこないのではないかという危惧があるんですが、その点についてどのように考えておられるのか聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木健康福祉部長。

健康福祉部長（椎木 千明君） まず、2点質問があったと思いますが、この基金で積み上げて3年間で取り崩しを行うと。3年間過ぎましたら、一応もし残額があれば国のほうに返納することによってございます。一時的、この4期だけということに対しまして一応国のほうとしては今回の基金の積み立て、3年間で取り崩しを行うということによってございますので、第5期につきまし

ては、また新たな措置がとられるやもしれませんが、今回の基金の積み立てにつきましては、一応第4期計画だけということでございます。

それともう1点の処遇改善にならないのではないかとございますが、先ほど補正予算のときにも説明をしたと思いますけど、一応今回の3%の介護報酬のアップによりまして約110円介護保険料が上昇します。その半額を国は平成21年については全額、平成22年につきましては2分の1を基金として交付金としてきて3年間で取り崩すということでございますけど、周防大島町におきましては、一応基金は2年間での計算上入ってきますけど、3年大体均等に取り崩しをしようということに考えておりまして、その効果というのは、当然先ほども説明しましたとおり、あるというふうに認識をしております。

議長（荒川 政義君） 質疑が終結しましたので、本案件については所管の民生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本案件については所管の民生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第17・議案第24号

議長（荒川 政義君） 日程第17、議案第24号周防大島町地区体育館設置条例の制定についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） 議案第24号周防大島町地区体育館設置条例の制定について補足説明をいたします。

本案は、日良居中学校が平成21年3月31日閉校となることに伴い、中学校体育館を地域住民の健康増進と体力向上に資するため、地区体育館として設置するために新たに条例を制定するものであります。なお、この条例は他の体育館設置条例と内容は同様としており、使用料につきましては、周防大島町立小中学校施設の開放に関する規則により、各種団体使用時の料金と同額で設置しております。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。質疑が終結しましたので、本案件については所管の総務文教常任委員会へ付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本案件については所管の総務文教常任委員会へ付託することに決定しました。

日程第 18 . 議案第 25 号

議長（荒川 政義君） 日程第 18、議案第 25 号周防大島町大島公民館分館の設置及び管理に関する条例の廃止についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） 議案第 25 号周防大島町大島公民館分館の設置及び管理に関する条例の廃止について補足説明をいたします。

周防大島町大島公民館分館は、蒲野中学校、沖浦中学校において I T 講習を中心に公民館事業を実施していたものでありますが、両校の閉校に伴い分館を閉じるものであります。何とぞ慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第 25 号周防大島町大島公民館分館の設置及び管理に関する条例の廃止について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 19 . 議案第 26 号

議長（荒川 政義君） 日程第 19、議案第 26 号周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） 議案第 26 号周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について補足説明をいたします。

平成 20 年 8 月の人事院勧告を受けて 1 週間当たりの勤務時間を 40 時間から 38 時間 45 分

に改める国家公務員の勤務時間、休暇等に関する法律が平成20年12月26日に公布され、本年4月1日から施行されます。本町におきましても山口県や近隣市町と同様の体制をとることとし、周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

新旧対照表をごらんください。第2条で1週間当たりの勤務時間を40時間から38時間45分に改正し、第3条で一日の勤務時間を8時間から7時間45分に改正することとしております。施行は本年4月1日からとしています。この改正で規則で定めていますいわゆる役場の開庁時間は8時半から午後5時15分までと変更はありませんが、昼の休息時間が現在の0時15分から1時までの45分間から正午から1時までの1時間となります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 実際的には窓口取り扱い時間は変更ないということではありますが、その取り扱いについてであります。

1つは組合との協議、これは済んでおるのかどうなのかが1点。

それともう1点は、15分間の勤務時間の取り扱いですが、どういう取り扱いをするのか。例えば累積していった、いわゆる一日当たりの特休にするのか、それとも残業ということで基本的には取り扱うのか、総務部のほうとしてはどういうふうに考えておられるのか聞いておきたいというふうに思います。

総務部長（岡村 春雄君） 組合協議がどうなのかということですが、職員組合との協議につきましては十分協議をいたしまして御理解をいただいたということでございます。

次に、この取り扱いでございますが、これにつきましては時間外勤務手当、これに影響が出てこようかと思います。影響額を出しておりますので御提示させていただきますが、例えば平成19年度の決算並みと仮定した場合でございますが、84万円の増額となります。平成20年度当初予算案と比較いたしますと172万8,000円の増額となります。超勤のほうに影響いたしておりますが、超勤はなるべく増額にならないように御理解をいただくように考慮していきたいと思っております。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第26号周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20・議案第27号

議長（荒川 政義君） 日程第20、議案第27号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） 議案第27号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について補足説明をいたします。

このたびの改正は、周防大島町人権施策推進協議会設置要綱に基づき、平成21年度から人権施策推進協議会委員の選定を利害関係のない外部委員により公平かつ適正に実施することにかんがみ、周防大島町報酬及び費用弁償条例の別表第1に人権施策推進協議会委員を加え、日額報酬としてそれぞれ5,000円を支給しようとするものでございます。なお、この条例は平成21年4月1日から施行しようとするものでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今まで地対法が完結して以来、実際的には社会教育もしくは教育委員会所管でやってきた部分が福祉部門で人権施策推進協議会委員の新たな設置ということですが、実際的に今報告があったのは外部委員ということで、費用弁償に追加するということですが、具体的にどういう協議をする委員会なのか、また委員なのかというのが非常にわかりにくいというのが中身です。もっと具体的にとらえていれば報告を求めておきたいというふうに思いますが、よろしく願いいたします。

議長（荒川 政義君） 椎木健康福祉部長。

健康福祉部長（椎木 千明君） 議員さんから具体的にということでしたが、今回の人権施策推進協議会の設置の要綱、これは4月1日から制定をする予定にしておりますが、その制定の理由でございますけど、町民一人一人の人権が尊重された社会づくりを推進するに当たって幅広い人権課題に対応する施策についての検討、協議をする場として協議会を設置することで、議員さんが言われました具体的なということにはなかなかまだ踏み込んでいないわけで

ございますが、今後それぞれの地域にある人権課題について取り組んでいきたいということで考えております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 言うのが、具体的にこういう人権施策推進協議会委員という名前でいうたら、ある程度ぼやっと議員各位わかると思うんですが、ほいじゃ新たに条例をつくって中身として具体的にどういう方向をするんだというのが非常に、条例をつくといいですか、報酬ですから、新たに報酬を出すという場合には、中身がわからんと採決が非常にしにくいという側面があるというふうに私は思うんです。いいのですが、私今までこういった中身について、確かにあらたに費用弁償条例に追加するだけよといいますが、中身がかなり明確になっていかんと何を基準に賛成、議員は何を基準に賛成するんかというのが非常にあいまいになる可能性がある。具体的にどういう項目についてはどういう部分が当たるとい部分がある程度は報告できるんじゃないかというふうに思うわけなんです。ですからその点、例えば新たに国庫補助なら国庫補助、県補助がこういうのがあって、こういうような格好で、こういう形の方向でこういうことをやりたいんだ。これは具体的にはこうやるんだということでないで議員も採決の基準が非常に難しいんじゃないかと思うんで、ぜひもうちょっと具体的にあれば報告していただかんと、人権施策推進協議会委員というのは何をするのがまだ非常にわかりにくいというのがあるんです。具体的に項目があるんじゃないですか。答弁を求めたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今御指摘のより具体的にということでございますが、既に今周防大島町の人権教育推進協議会というのはございまして、主には社会教育関係で人権啓発というようなものをやっただいております。それにも当然委員さんございます。しかしながら、今現在ここに人権施策の推進協議会を立ち上げようというのは、要するに行政として人権教育を施策として行政の政策の中でどのように生かしていくかということ協議いただくということでございまして、私たちが今新年度予算を提示を明日するわけでございますが、これらのことがすべて人権施策の推進に絡んでくるということは間違いのないことございまして、一人一人の人権が非常に大切にされる町づくりというためには、この町の政策というものが一つ一つがその政策として人権を大切に作る町だということに結びつかなければならないと思っております。

そういうことで、町内の組織は既にでき上がっておりますが、これを町内の組織だけではなくて、町民の皆さんからの有識者の御意見も取り入れながら町の政策に反映していきたいということが今回の協議会の設置の目的でございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 言いますのが、こういう例えば外部委員会なら外部委員会つくる

のもええし、今までも社会教育の中でそれなりに提言私はしたんじゃないか。ただ案の中で例えばこういう提起をやっておったかちょっと私も完全に掌握しておりませんが、実際的にはそれぞれがそういう形の中でやってきた、今回新たにしようとするのは、町がこういう仕事をするんだよという形の中でのレベルアップちゅうか、提言ちゅうか、新たな提言団体をつくるちゅうことなんか、それとも今やりよる町のそういう中身についてまさに提言するんか。人数が大体どのぐらいの規模でどういう格好をやらうとするのが非常にわかりにくいんです。

健康福祉部長（椎木 千明君） 組織でございますが、協議会の委員は一応15名以内ということにしております。そして、その15人は保健医療福祉等関係団体の代表者、そして町議会議員でございます、そういう組織で構成をするということでございます。

そしてアンケート調査を行っておりますけど、これについてはまだ分析が出ておりませんので、今から分析をしていく、それに基づきまして協議会のほうにつきましても検討していきたいというふうに思っております。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第27号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21．議案第28号

議長（荒川 政義君） 日程第21、議案第28号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） それでは、議案第28号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について補足説明をいたします。

今回の改正は、住居手当に関する改正であります。現在いわゆる持ち家に係る住居手当は、新築または購入の日から起算して5年間に限って月額2,500円を支給しています。平成20年8月の人事院勧告では平成21年の勧告で廃止を検討する旨の内容となっておりますが、職員

労働組合の理解を得て、予想される勧告に先駆けて本年4月から持ち家に係る住居手当を廃止しようとするものであります。

新旧対照表をごらんください。第9条の2第1項第2号に規定する、住居手当が支給される持ち家の定義を削除し、さらに同条第2項第2号に規定されています「支給月額2,500円」を削除するものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第28号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22・議案第29号

議長（荒川 政義君） 日程第22、議案第29号周防大島町観光振興事業助成基金条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） 議案第29号周防大島町観光振興事業助成基金条例の一部改正について補足説明をいたします。

本案は、周防大島町観光協会が一般社団法人としての設立が認められ、平成21年1月28日に登記が完了いたしました。したがって、条文中の会の名称を「周防大島町観光協会」から「一般社団法人周防大島観光協会」に改正するものであります。何とぞ慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） この点では、社団法人と、観光協会が社団法人化したので名前を変えるという条文であります。私は昨年の議会でも指摘したんですが、町が一定程度支出して、実際的には、予算的には前年度も同様8割から9割近くはいわゆる補助する団体というこ

とになるかというふうに考えております。

予算の流れが私はあくまで非常にわかりにくくなるというのをずっと危惧しておるんです。いいますのが、観光協会がそれでは一般社団法人周防大島観光協会に改めたところで、実際的には例えば今から予算の議論になりますが、予算のほとんどの中身はどこがチェックするんかが非常にあいまいになってくる可能性があるんです。こういう仮に協会名は改めてしたとしても、補助金のチェック、負担金のチェックはどこがするんかというのが全く今まで議論がなされておられません。あしたの予算の中で議論したいと思いますが、実際的にははいじゃこの社団法人周防大島観光協会の代表はどなたなのか、役員関係はどうなっているのか、それらはきちっとこの条例のときにきちっと報告しちよかんと、私たちはどこにその支出された部分を聞けばいいのかわからないというのが実態として発生すると、だから私は反対してるんですがね。実際的には予算上は二重の流れになるんじゃないか、もっと町が直接したほうが観光協会そのもののためにもなるのではないかと、逆に私は思いよるわけです。はいじゃけ、仮に一般法人化したとしても、実際的には予算は非常にわかりにくくなるのではないかという点についてここで質疑をしちよきたいというふうに思います。

また、代表についてもどうなっているのかといことも改めて聞いちよきたいし、役員体制はどうなのか、会員数はどうなのかというところもきちっと報告を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今の周防大島町の観光振興事業の助成基金条例の条例の中の名称が周防大島町観光協会から一般社団法人周防大島観光協会に改正するということなんで、ちょっと今の質問の趣旨は若干ちょっとずってるんかと思いますが、今の議員さんの御指摘は、周防大島町、今度の社団法人になったとしても観光協会への膨大な補助金が果たしてちゃんとしたチェックが効いておるのかどうかという御質問のようでございますが、この合併して周防大島町になって当然観光協会も4つあったものが1つになってまいります。そこにできるだけ自由な発想で観光的な事業をやっていただきたいということからして、町の事業を観光協会に移管するといいますが、その町のほうの事業を減らして観光協会ですべてやっていただくということで、昨年初めて2千数百万円という補助金をつけたわけでございます。

これには今御指摘のように、予算のチェックができにくい状況なのではないかということと、もう一つは町が予算の中でこの観光宣伝等をずっとやっていくということは、非常に機動性が薄れておることからして、できるだけ自由な発想でもって機動的にこの観光宣伝等をやっていただきたいというもとが、そのような発想がもとに観光協会を補助金ですべてやっていこうという形で昨年、昨年といいますが平成20年度ですが、初めて大きな補助金をつけてやり始めたところ

でございます。

しかしながら、任意の観光協会に2,000万円という大きな補助金を出すのは果たしていかがだろうかということからして、私のほうとすればできるだけ早く法人化して、ちゃんとした形で法人化されていけば法人としての観光協会として経理もちゃんとできますし、また法人としての中で幹事さん、理事さんおって、その中でちゃんとした経理ができるということからして、任意の団体では余りにも金額からして少し大き過ぎるのではないかということからして、町のほうからできるだけ早く法人化してほしいということをお願いしてきたわけでございます。

そういうことからいたしますと、今言われる御指摘のような予算のチェックと自由な発想というのは、言うなれば相反するようなことではございますが、余りチェックを厳しくするとがちがちになって自由なあれができない。反対に言えば今御指摘のように、余りその自由度を増してしまつと果たしてどうなのかというご懸念もあると思いますが、私たちはできるだけこの観光というふうな事業の内容からいたしますと、そういう自由な発想を尊重し、なおかつ法人化された中でちゃんとしたチェックができるとやっていただくのありがたいのではないかという思いで今回このような社団法人化されたというふうに理解をいたしておるところでございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 反対の立場から討論したいというふうに思います。

私は昨年度の予算のときも言ったんですけど、補助金の支出のあり方が1団体に多額の補助金、また負担金として支出する場合に、実際的には私は出し方として問題があるし、単純に名前が変わったからこうだという部分ではなしに、実際的にはそこに支出する結果としてこの議案が通れば、あすの予算で多額のこの協会に対する負担金が新たに2千数百万円繰り出されるという結果につながります。ですから、私はこの中身として、実際的には補助金をきちっと監査する立場から言うたら、私はかなり危惧される部分が強いというふうに考えております。

また、1民間団体から法人格ということであったから、そのとおりしたからこういう格好での基金条例一部改正だというのには、私は若干重た過ぎるし、もっと点検、チェックを明確にしていかと、確かに言われるように、観光協会として自由に自由な発想でいけるかもわからないけど、私は危惧の面のほうが強いというふうに考えております。ですから、今回の観光振興事業助成金基金条例の一部改正する条例について、私は反対しちょきたいというふうに思います。

以上です。

議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はありませんか。 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論を終結をいたします。

これより起立による採決を行います。議案第 29 号周防大島町観光振興事業助成基金条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 23 . 議案第 30 号

議長（荒川 政義君） 日程第 23、議案第 30 号周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） 議案第 30 号周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正について補足説明をいたします。

本案は、三蒲小学校校舎の耐震性が悪く、隣接の蒲野中学校が平成 21 年 3 月 31 日閉校となるため、耐震性がよい蒲野中学校に三蒲小学校を移管することによる位置の変更に伴う一部改正と、平成 22 年 4 月に屋代小学校が明新小学校に統合となるために、屋代小学校の削除をする一部改正をあわせて行うものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。広田議員。

議員（8 番 広田 清晴君） 皆さん方、教育委員会のほうは合併議論について十分な父兄の皆さん方と議論をしてきたとってずっと提案して報告されてきました。それで実際的に歩いてみると、かなりまだ抵抗が、抵抗といったら言葉がおかしいんですが、不満があるという点は私は出されております。それで教育委員会として例えば中学校の統合に伴い三蒲の小学校から中学校への移行、それとか屋代小学校のいわゆる明新への統合等について、教育委員会として本当に十分協議した、そして理解を得たという基準は一体どこにあるのかというのを再質問しちょきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） 今そういう保護者に理解をいただいた、地域に理解をいただいた、その基準は何かといいますと、その基準というのは実際にはないわけでありまして。それで、私どもとしては、その話の順序は一番最初に保護者の皆さんに御説明をしてきた。それから、小学校に上がるまでの保護者にも複数回説明をしてきた。それから、地域の皆さんに説明をしてきた。そし

てそれぞれの会の一番最後にはこういうことでもいいですねという念押しをして、よろしいというふうな御理解をいただいたというふうなことで、今回の提案をお願いしているわけであります。

以上です。

議長（荒川 政義君） 平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 蒲野中学校から三蒲小学校への移行ということでございますが、建築基準法でいう階段の蹴上げ踏み面の長さですか、その辺がちょっと今勉強不足なんです、その辺のところはクリアされておるんですか。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 建築基準法の関係でございますが、中学校が階段の蹴上げが18センチでございます。小学校が16センチ、したがって、現状の蒲野中学校は18センチでございますので、21年度予算で18センチの階段の蹴上げを16センチに改修しようということで補正しておりますが、実質工事は21年になりますが、そういった形で準備はしております。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第30号周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24・議案第31号

議長（荒川 政義君） 日程第24、議案第31号周防大島町スクールバス条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） 議案第31号周防大島町スクールバス条例の一部改正について補足説明をいたします。

本案は、本年4月の中学校統廃合によるスクールバス運行に伴い、従来の1路線の名称変更と4路線の新設をしようとするものでございます。名称変更につきましては、沖浦線を沖浦大島線とし、新設路線は三蒲大島線、油田東和線、日良居久賀線、日良居東和線の4路線となります。

いずれも閉校となる中学校区からの通学生徒の利便性等を考慮した運行であり、沖浦小学校、久賀小学校へ通学する一部地域の児童の利用も含めた運行を開始しようとするものでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今回、統合に伴いスクールバス運行という、この運行そのものに反対する立場じゃありません。しかし、実際にスクールバスを運行して子供たちを安全に運ぶという場合に、例えばクラブ活動等が行いたくてもできない生徒たちも発生するんじゃないかという点を危惧しちよるんです。例えば例をとると、浮島の子供たちが仮におったら、船がつく時間との調整等はどのように考えちよるんかちゅう部分が実際的には出てくるんじゃないかというふうに思います。今から運行時間をきちっとするかもわかりませんが、その点での基本的考え方について聞いちょきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） スクールバスの運行につきましては、学校と十分協議をして決めていってありまして、実質4月以降運行してみて、また微妙に調整していこうと。基本的には朝1便、午後2便という基本的な考えになります。ただし御指摘にありました浮島の子供たちの関係につきましては船便がございます。これが最終便が18時です。これに間に合うように、例えば久賀中学校の子供たちがクラブ活動をやる。その中に浮島の子供がいるとかいう場合には浮島専用のスクールバスを1便増発いたします。したがって、クラブ活動に支障がある。運行することによって支障があるというのは町内でいえば浮島小学校の子供だけは船便がありますので、これはいたし方ない、後の中学校のスクールバスの運行についてはクラブ活動に支障がないという形で運行を予定しております。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第31号周防大島町スクールバス条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25・議案第32号

議長（荒川 政義君） 日程第25、議案第32号周防大島町民運動場設置条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） 議案第32号周防大島町民運動場設置条例の一部改正について補足説明をいたします。

本案は、日良居中学校が平成21年3月31日閉校となることに伴い、日良居中学校運動場を町民運動場日良居グラウンドとして新たに追加するため、条例の一部改正を行うものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第32号周防大島町民運動場設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26・議案第33号

議長（荒川 政義君） 日程第26、議案第33号周防大島町介護保険条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） それでは、議案第33号周防大島町介護保険条例の一部改正について補足説明をいたします。

今般の改正は、今後3年間のサービス費用見込み額の見直しや保険料段階の細分化等に関して、介護保険法施行令が改正されたことに伴い、平成21年度から平成23年度までの第1号被保険者保険料率等について条例改正が必要になったものであります。

介護保険制度では、介護給付に必要な費用はサービス利用時の利用者負担を除いた額の50%

を国、県、町で負担し、残り50%を第1号被保険者と第2号被保険者の保険料で負担することになっております。第1号被保険者保険料の算定に当たっては、所得状況に応じて負担していただくという観点から、所得段階別の定額の保険料を採用しています。具体的には市町村民税、本人非課税者の場合を基準額として、本人課税者は基準額より高い額を、世帯非課税者は軽減された額を負担することになります。平成21年度から23年度までのサービス費用見込み額等に基づき保険料を算定した結果、現行の年額基準保険料4万8000円を4万8,000円に増額しなければならない状況になっております。この要因の主なものとしては、被保険者数の減少や給付費の伸び及び第1号被保険者保険料の負担割合が現行の19%から1%ふえて20%になることなどが上げられます。給付費につきましては、サービス利用者数の増加や介護度の重度化などに伴う給付費の自然増に加えて、認知症対応型共同生活介護 通称グループホームでございますが、これなどの新たな施設整備による費用の増大が見込まれております。

また、平成21年度から介護従事者の人材確保や処遇改善の観点から、介護報酬が約3%アップされることになっておりますが、これも大きな要因の一つになっております。報酬改定による保険料への影響は月額基準保険料で110円、年額基準保険料で1,380円のアップになりますが、この改定に伴う保険料の急激な上昇を抑制するために、改定による上昇分の半額が介護従事者処遇改善臨時特例交付金として国から交付されることになっております。高齢者一人一人が尊厳を保ちながら穏やかに安心して暮らせる体制づくりは本町の重要課題の一つであります。住みなれた地域や家庭で継続して安心して生活できるサービスを提供するために、今後とも認知症対応型共同生活介護や小規模多機能居住介護などの地域密着型介護事業の新規参入促進を図り、適正なサービス量の確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、所得の低い方の保険料軽減措置として、現行の第4段階と第5段階を細分化して新たな段階を設け、基準額に対する割合を引き下げることであります。

それでは、参考資料の31ページ、議案第33号の周防大島町介護保険条例新旧対照表に基づいて御説明申し上げます。第4条は保険料率について規定したものであります。現行の「平成18年度から20年度まで」とあるものを「平成21年度から23年度まで」と改正するものであります。

第1項第1号から第8号までの各号で、それぞれの所得段階に応じた保険料の額を定めております。第1号は、保険料区分の第1段階として生活保護、老齢福祉年金受給者について定めたものです。現行の2万4000円を2万4,000円に改正するもので、基準額の4万8,000円に0.5を乗じたものになります。

第2号は、第2段階として市町村民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方について定めたものです。現行の2万4,480円を2万8,800円に改正す

るもので、基準額に対する割合は0.6であります。

第3号は、第3段階として本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、第2段階以外の方について定めたものです。現行3万600円を3万6,000円に改正するもので、基準額に対する割合は0.75であります。

第4号は、第4段階として、市町村民税本人非課税の場合について定めたものです。現行の4万800円を4万8,000円に改正するもので、この額が基準額となります。なお、第4段階のうち、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方の保険料を軽減するために、保険料率の特例を附則で定めております。詳細につきましては、後ほど御説明いたします。

第5号は、現行の第5段階のうち市町村民税課税者で合計所得金額が125万円未満の方についての保険料を軽減するために新たに定めたものです。基準額に対する割合を現行の1.25から1.1に引き下げ、保険料は5万2,800円になります。

第6号は、現行の第5段階のうち市町村民税課税者で合計所得金額が200万円未満の方について定めたもので、改正後は第6段階になります。新旧対照表は現行の第5号と比較してください。現行の5万1,000円を6万円に改正するもので、基準額に対する割合は1.25であります。

第7号は、第7段階として市町村民税課税者で合計所得金額が200万円以上の方について定めたものです。新旧対照表は現行の第6号と比較してください。現行の6万1,200円を7万2,000円に改正するもので、基準額に対する割合は1.5であります。

第2項は、第5号で御説明いたしました改正後の第5段階対象者に該当する額を125万円とするものであります。

第3項は、第6号で御説明いたしました改正後の第6段階対象者に該当する額を200万円とするものであります。

第6条は、賦課期日後において資格取得、喪失があった場合の保険料額の算定についての規定であります。これは政令改正に基づいて保険料設定段階を細分化することに伴い、各段階の該当者についての字句を整理するものであります。

なお、附則において、この条例は平成21年4月1日から施行するものとし、改正後の周防大島町介護保険条例第4条及び第6条の規定は、平成21年度以後の年度分の保険料から適用し、平成20年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるとしております。

第3項は、平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例を定めるものであります。条例第4条第1項第4号に規定するものの保険料率の特例として、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方についての保険料を4万800円とするもので、基準額に対する割合は現行の1.0から0.85に軽減されます。

以上で説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今回の中身ですが、区分の細分化、これと実際的な引き上げ額ということで介護保険料の条例の変更ということではありますが、先ほどから議論してわかるように、基本的には一時的に仮に大幅なアップにつながらないという制度があるにしても、将来にわたって本人負担分はふえていくということには間違いないと思いますが、どのように考えているか。

また、具体的に言えば、平均とした4万800円が4万8,000円になるわけでしょ。そうすると、それを国、県、町が2分の1ですか、それで利用者分も含んで実際的には負担額が決まるわけでしょ。結果は引き上げにつながるというふうに考えられるのですが、所管課のほうについてはどのように考えておられるのか聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木健康福祉部長。

健康福祉部長（椎木 千明君） 今回の介護保険料の改定でございますが、基準額、3期の基準額4万800円、月額にしますと3,400円でございます。そして今度4期の保険料の改定ということでございまして、4万8,000円、月額にいたしますと4,000円でございます。600円のアップということになるわけでございますが、基本的に言いますとその600円のアップの要因でございますが、まず標準給付費、介護給付費の伸びが3期と4期では約6億6,300万円、3年間でございますけど8.52%の伸びを示しております。逆に被保険者につきましては1号でございますけど、3期と4期では人数が減ってくる。人数が減りながら給付費は逆に伸びてくるというのが一番大きなまず一つの要因でございます。そしてその給付費の伸びに対するものが金額でいきますと310円の要因がございます。

次に、1号被保険者の負担分相当額、これは40歳から64歳までの2号被保険者が全国的な数字になるわけなんですけど減ってきてまして、1号被保険者がふえてきたという見込みの中から3期は19%でございましたが、次の4期につきましては20%に1%シフトしてくるということでございます。そのシフトをすることによる影響額が260円、そして先ほども基金のところでも説明いたしましたが、介護報酬の改定が実際には110円上がるわけでございますが、国が2分の1見てくれますので55円ということになります。そして基金の取り崩し、これは3期が1億1,400万円でございますが、4期については20年度末では7,900万円ぐらいしか基金は残らないだろうということございまして、3期のときには1億1,400万円の取り崩しで約400円ぐらいの減額になったわけでございますが、今回は270円ぐらいしか減額にならないよということに見込んでおります。

それともう一つは、先ほど言われました今は6段階でございますが、今回は8段階に2段階ふえてきます。4段階のところを新4段階、5段階が5段階、6段階、その弾力化と言っておりますけど、その弾力化によります、これは逆に保険料を低くするわけでございますので、その負担分が逆に出てくるわけでございますが、135円ということで、計630円に月額でなれば、3期の月額の保険料3,400円に630円ということになりますと4,030円でございますが、端数をもいで4,000円の保険料の増ということでございます。

あくまでもこの介護保険制度というのは、先ほども議員さんがおっしゃられたように、公費5割、保険料5割ということで賄われておりますので、その枠組みというのは変えるわけにはいきません。ふえるという要因の中で今回の3,400円、基準保険料4万8000円を4万8,000円に改定をさせていただきたいということでございます。よろしく申し上げます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りいたします。質疑が終結いたしましたので、本案件については所管の民生常任委員会へ付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 御異議なしと認めます。よって、本案件については所管の民生常任委員会へ付託することに決定しました。

暫時休憩をします。25分まで。

午後3時15分休憩

.....
午後3時25分再開
.

日程第27、議案第34号

議長（荒川 政義君） 日程第27、議案第34号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。河村公営企業管理者職務代理。

公営企業管理者職務代理者（河村 常和君） 議案第34号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

平成21年2月1日から木戸医師の着任により診療開始予定で婦人科の標榜をお願いしておりましたが、本人により体調による辞退届が提出され、町長を初め公営企業局においても再考をお願いいたしました。本人の意思が固く、やむなく婦人科の標榜を削除するものでございます。

なお、今後も医師の招聘ができましたら婦人科の標榜を考えてまいります。何とぞ慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第34号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第28・議案第35号

議長（荒川 政義君） 日程第28、議案第35号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） 議案第35号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について補足説明をいたします。

本案は、柳井地区広域事務組合の解散に伴い、平成21年3月31日限りで山口県市町総合事務組合から柳井地区広域事務組合を脱退させるため、地方自治法第290条の規定により本議会の議決を求めるものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第35号山口県市町総合事務組合を組織する地方公

共同体の数の減少及び規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 29 . 議案第 36 号

議長（荒川 政義君） 日程第 29、議案第 36 号周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） 議案第 36 号周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更について、補足説明をいたします。

本案は、周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更に当たり、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 6 項に基づく本議会の議決を求めるものです。

その内容について申し上げますと、まず産業振興の区分では、資源管理型漁業の推進を図るため、山口県が実施主体となりますが、藻場造成のための内海東部地区水域環境保全創造事業と漁業協同組合の取り組みである竹魚礁設置事業をそれぞれ計画に追加しようとするものです。

また、観光またはレクリエーションの区分では、地産地消の推進や地域住民と都市住民との交流、また観光を基軸とする産業振興を目的に、特産土産品販売施設を新たに整備することとし、これを計画に追加するものです。さらに交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の区分では、町道の改良整備として、橘地区の天満東線の整備を新たに追加し、また林道文珠屋代線につきましては、既設の林道を全線舗装整備しようとするもので、本計画の事業内容を変更するものです。

次に、生活環境の整備の区分では、まず消防機庫については、これを新設整備するもので、消防団東和支部小泊分団及び橘支部第 10 分団の管理する機庫をそれぞれ建てかえ整備し、またその他の団では河口部の砂の堆積による生活環境の悪化や災害防止を図るため、和田地区に導流堤を整備しようとするもので、計画に新たに追加するものです。

最後に、教育の振興の区分では、周防大島町陸上競技場の傷みが激しいことから改修整備とあわせ身障者用観覧席を新設しようとする事業と、また久賀中学校グラウンドに照明施設を整備し、一般開放等による多目的な活用を図るための久賀中学校グラウンド照明施設整備事業の 2 つの事業を本計画に新しく追加しようとするものです。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第36号周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30．議案第37号

日程第31．議案第38号

日程第32．議案第39号

日程第33．議案第40号

日程第34．議案第41号

日程第35．議案第42号

日程第36．議案第43号

日程第37．議案第44号

日程第38．議案第45号

日程第39．議案第46号

日程第40．議案第47号

議長（荒川 政義君） 日程第30、議案第37号油宇集会施設の指定管理者の指定についてから、日程第40、議案第47号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定についてまでの11議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） それでは、議案第37号から議案第47号までの指定管理者の指定につきまして、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第37号でございますが、本案は、周防大島町コミュニティー施設設置条例に定める油宇集会施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

この施設は、自治会組織、油宇自治会の区域に位置しており、自治会活動の拠点となっている

ところです。よって、施設の設置目的からも油宇自治会を指定管理者として、非公募により指定しようとするものです。

次に、議案第38号でございますが、この施設も議案第37号と同様、自治会組織小泊自治会の区域に位置しており、自治会活動の拠点となっているところです。よって、施設の設置目的から小泊自治会を指定管理者として非公募により指定しようとするものでございます。なお、期間は両施設とも同じく平成21年4月1日から平成22年3月31日の1年間としております。

次に、議案第39号から議案第45号まででございます。現在、周防大島町在宅老人デイサービスセンター設置条例に定める7施設において、通所介護事業を実施しておりますが、この事業の実施については、社会福祉法人慈光福祉会、社会福祉法人白寿苑及び社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会に委託し、管理運営をお願いしております。

この事業は、要介護状態になった場合にも可能な限り居宅で自立した日常生活を営めるよう、デイサービスセンターで通所による日常動作訓練、学習活動等を実施して、閉じこもりを防止するとともに、心身機能の維持向上をはかることを目的として実施しているものです。

本案件の対象施設は、介護保険制度が整備される以前から老人デイサービス事業として社会福祉法人慈光福祉会、社会福祉法人白寿苑及び旧4町の社会福祉協議会に公設民営として管理運営を委託し、さらには介護保険制度の開始に伴い、通所介護事業となった経緯もあります。このようなことから、長年にわたってサービス提供を行ってきた事業者がかわることにより、利用する高齢者が混乱することなく、サービスを利用できることも考慮に入れ、慈光福祉会、白寿苑及び周防大島町社会福祉協議会を指定管理者として引き続き非公募により指定しようとするものです。指定管理の期間については、介護保険事業計画が3年ごとに見直しを行うものですから、その計画にあわせ指定管理期間を3年として更新することで考えております。

最後に、議案第46号から議案第47号まででございます。現在、周防大島町高齢者生活福祉センター設置条例に規定する2施設につきましては、毎年度1年間の期間を定めた上で、指定管理施設として周防大島町社会福祉協議会と協定書を締結し、管理運営をお願いしております。この事業は高齢等のため、在宅生活に不安のある者に対し、自炊施設のある居室を提供、生活援助員を配置して利用者に対し相談、助言を行うものであり、国の定める要綱でも指定通所介護事業所を経営するものであって、適切な事業運営が確保できると認められる者に委託できるとなっております。

このことから、本施設において生きがい活動支援通所事業や指定通所介護デイサービス事業を実施している周防大島町社会福祉協議会を指定管理者として引き続き非公募により指定しようとするものです。何とぞ慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第37号油宇

集会施設の指定管理者の指定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第38号小泊集会施設の指定管理者の指定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第39号周防大島町在宅老人デイサービスセンター「東和在宅老人デイサービスセンター」の指定管理者の指定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第40号周防大島町在宅老人デイサービスセンター「文珠苑」の指定管理者の指定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第41号周防大島町在宅老人デイサービスセンター「高塔苑」の指定管理者の指定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第42号周防大島町在宅老人デイサービスセンター「油田苑」の指定管理者の指定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第43号周防大島町在宅老人デイサービスセンター「和田苑」の指定管理者の指定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第44号周防大島町在宅老人デイサービスセンター「しらとり苑」の指定管理者の指定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第45号周防大島町在宅老人デイサービスセンター「福寿苑」の指定管理者の指定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第46号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第47号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。議案第37号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより起立による採決を行います。議案第37号油宇集会施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第38号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第38号小泊集会施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第39号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第39号周防大島町在宅老人デイサービスセンター「東和在宅老人デイサービスセンター」の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第40号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより起立による採決を行います。議案第40号周防大島町在宅老人デイサービスセンター「文珠苑」の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第41号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第41号周防大島町在宅老人デイサービスセンター「高塔苑」の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第42号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第42号周防大島町在宅老人デイサービスセンター「油田苑」の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第43号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより起立による採決を行います。議案第43号周防大島町在宅老人デイサービスセンター「和田苑」の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第44号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第44号周防大島町在宅老人デイサービスセンター「しらとり苑」の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第45号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第45号周防大島町在宅老人デイサービスセンター「福寿苑」の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第46号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第46号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第47号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第47号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第41．議案第48号

議長（荒川 政義君） 日程第41、議案第48号平成20年度志佐漁港整備工事の請負変更契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） 議案第48号平成20年度志佐漁港整備工事の請負変更契約の締結について補足説明をいたします。

本案は、平成21年2月18日にユタカ工業株式会社と請負契約を締結いたしました平成20年度志佐漁港整備工事の請負代金を増額する請負変更契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

本工事は、沖防波堤の整備延長60メートルのうち30メートルを施工する内容となっておりますが、事業の促進を図るため入札剰余金を充てて防波堤の鋼管ぐい打設本数を増嵩するものです。この変更に伴い請負代金を増額することが必要となりましたので、原契約の請負代金9,397万5,000円を1,002万7,500円増額した1億400万2,500円とする請負変更契約を締結しようとするものです。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 入札残は基本的には予算化して、それで工事の促進ということで今報告がされましたが、当初予算に計上しなかった部分というのが今中身だと思えますが、非常にわかりにくい。というのがわずか1カ月余りでそのことをやることによって、どう例えば期間短縮をしていくのかというのが、期間短縮といいますが、全体事業費は今年度と来年度で30メートル、30メートルで60メートルやられると思うんですが、実際的にはどういふ私らも建設のほうは非常に素人ですから、このことによる翌年度以降の部分の事業部分でいいですか、ぶりとあれを言われましたけど、もうちょっと具体的に報告をしていただきたいというふうに思います。

産業建設部長（斉藤 正明君） 広田議員さんが先ほど申されたように、今年度と来年度で工事を一応終わる予定。全延長については60メートルということで、もう議決をいただいております延長30メートルの内容と、変更前と変更後なんですが、基礎等については全く変わっておりません。本体工事の崩壊の9個も同じでございます。鋼管ぐいが10本が13本、それから鋼管打設も9本が11本ということで、この部分が変わったということで、次の工事に直接かかれるような状況になつるとということで、できるだけスムーズに来年度工事に入りたいということで入札剰余金が出るという考え方です。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第48号平成20年度志佐漁港整備工事の請負変更契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了しました。

本日は、これにて散会いたします。

次の会議は、3月10日、火曜日、午前9時30分から開きます。

事務局長（坂本 薫君） 御起立願います。一同、礼。

午後3時50分散会